



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

平成28年度における下請法の運用状況及び 企業間取引の公正化への取組等

公正取引委員会 事務総局

経済取引局取引部 企業取引課・下請取引調査室

平成29年5月24日



下請法の運用状況

○書面調査の実施状況

[単位:名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
平成 28 年度	39,150	214,500	253,650
製造委託等	25,696	151,912	177,608
役務委託等	13,454	62,588	76,042
平成 27 年度	39,101	214,000	253,101
製造委託等	26,559	151,499	178,058
役務委託等	12,542	62,501	75,043
平成 26 年度	38,982	213,690	252,672
製造委託等	25,935	152,504	178,439
役務委託等	13,047	61,186	74,233

(注1)製造委託等:製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2)役務委託等:情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

○下請法違反被疑事件の処理状況

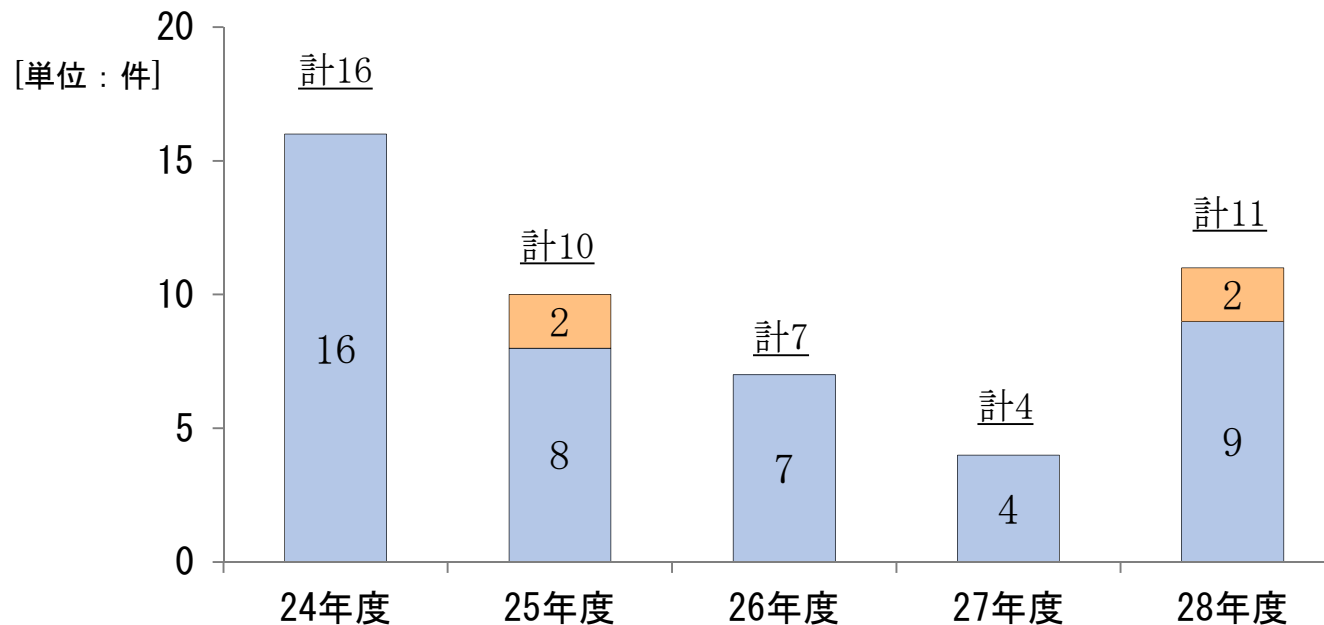
[単位:件]

	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
平成28年度	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
製造委託等	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
役務委託等	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
平成27年度	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
製造委託等	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
役務委託等	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
平成26年度	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
製造委託等	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
役務委託等	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683

(注)新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

○勧告及び指導件数の推移

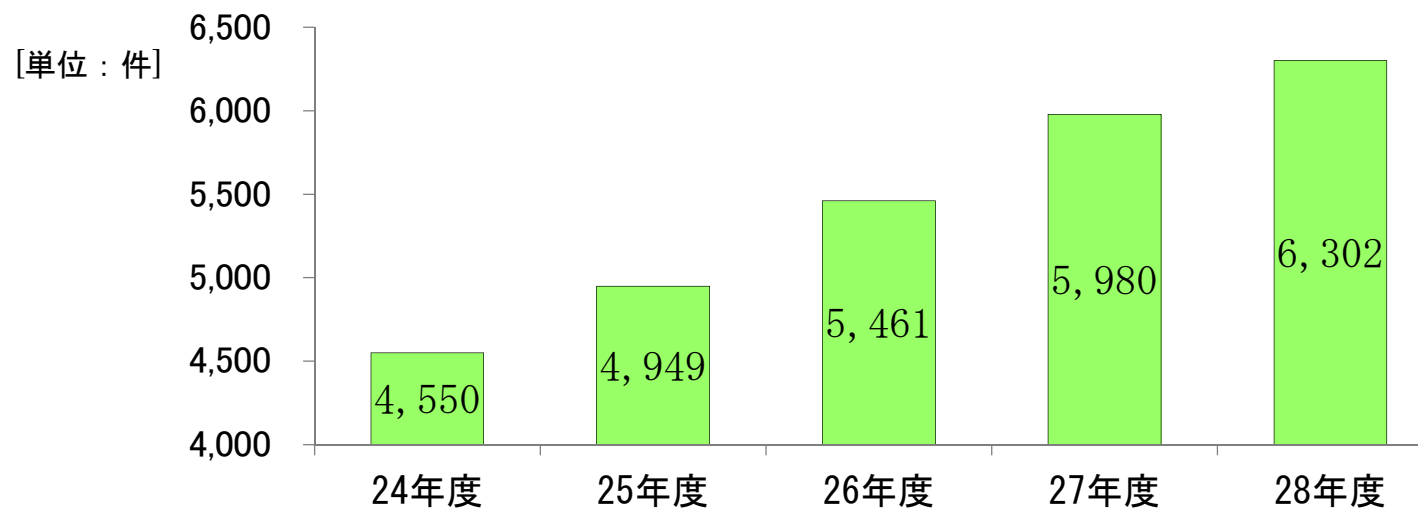
勧告件数の推移



■ 役務委託等の勧告件数
■ 製造委託等の勧告件数

(注)このほか、勧告に相当するような自発的な申出事案もある(11頁参照)。

指導件数の推移



○措置件数(6,313件)の地区ごとの内訳

[単位:件, (%)]

地 区	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
北海道地区 【北海道】	190 (3.0)	184 (3.1)	169 (3.1)
東北地区 【青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県】	322 (5.1)	303 (5.1)	292 (5.3)
関東甲信越地区 【茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県】	2,948 (46.7)	2,730 (45.6)	2,178 (39.8)
中部地区 【富山県, 石川県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県】	692 (11.0)	646 (10.8)	641 (11.7)
近畿地区 【福井県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県】	1,273 (20.2)	1,261 (21.1)	1,255 (23.0)
中国地区 【鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県】	366 (5.8)	364 (6.1)	363 (6.6)
四国地区 【徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県】	126 (2.0)	112 (1.9)	187 (3.4)
九州地区 【福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県】	353 (5.6)	344 (5.7)	338 (6.2)
沖縄地区 【沖縄県】	43 (0.7)	40 (0.7)	45 (0.8)
合 計	6,313 (100)	5,984 (100)	5,468 (100)

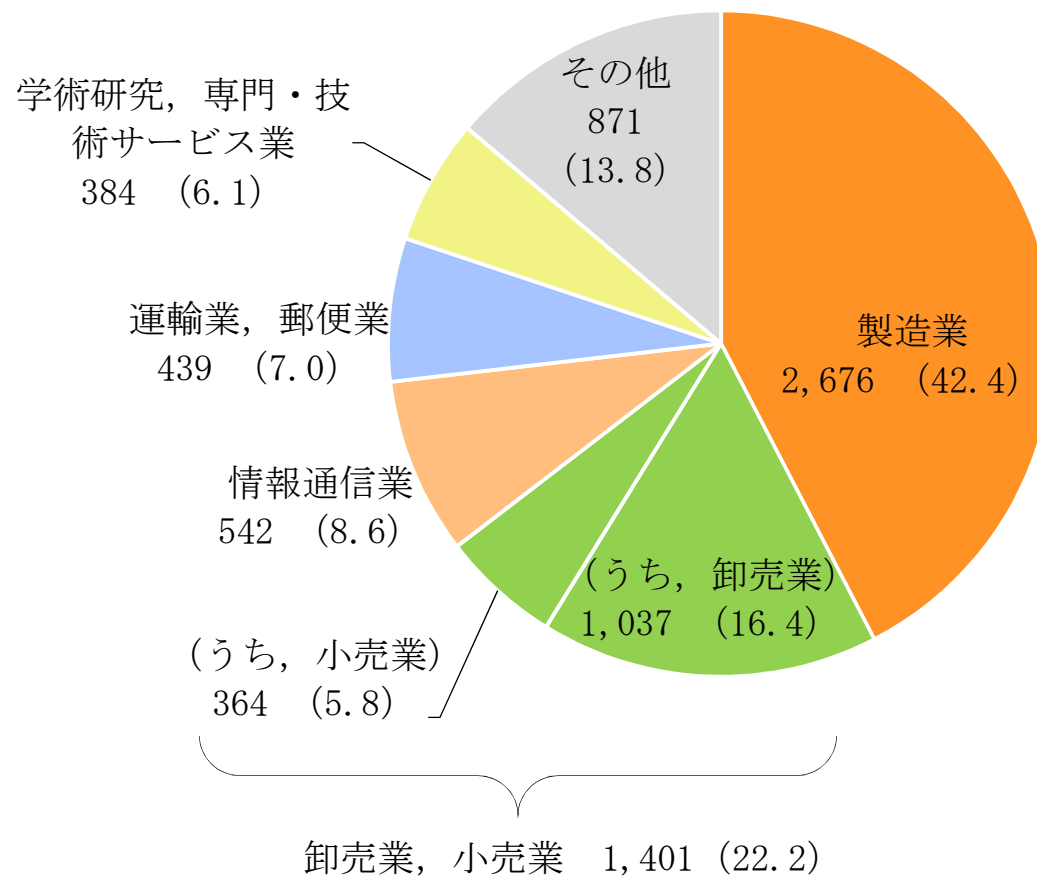
(注1) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

(注2) ()内の数値は合計に占める比率であり, 小数点以下第2位を四捨五入しているため, 合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

(注3) 地区ごとの下請法の運用状況等については, 別途公表することとしている。

○措置件数(6,313件)の業種別内訳

[単位:件, (%)]



(注1)業種は, 日本標準産業分類大分類による。

(注2) ()内の数値は措置件数全体に占める比率である。

○下請法違反行為の類型別件数

[単位: 件, (%)]

	手続規定			実体規定												合計
	書面 交付	書類 保存	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買 いた たき	購入等 強制	早期 決済	割引困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計	
平成28年度	4,806 (88.4)	629 (11.6)	5,435 (100.0)	34 (0.6)	3,375 (58.0)	489 (8.4)	15 (0.3)	1,143 (19.7)	78 (1.3)	59 (1.0)	365 (6.3)	208 (3.6)	49 (0.8)	0 (0)	5,815 (100)	11,250
製造委託等	3,555 (88.6)	457 (11.4)	4,012 (100.0)	30 (0.7)	2,184 (52.3)	393 (9.4)	14 (0.3)	901 (21.6)	46 (1.1)	58 (1.4)	347 (8.3)	168 (4.0)	34 (0.8)	0 (0)	4,175 (100)	8,187
役務委託等	1,251 (87.9)	172 (12.1)	1,423 (100.0)	4 (0.2)	1,191 (72.6)	96 (5.9)	1 (0.1)	242 (14.8)	32 (2.0)	1 (0.1)	18 (1.1)	40 (2.4)	15 (0.9)	0 (0)	1,640 (100)	3,063
平成27年度	4,507 (90.6)	470 (9.4)	4,977 (100.0)	19 (0.4)	3,131 (66.7)	373 (7.9)	14 (0.3)	631 (13.4)	69 (1.5)	56 (1.2)	210 (4.5)	161 (3.4)	33 (0.7)	0 (0)	4,697 (100)	9,674
製造委託等	3,294 (90.5)	344 (9.5)	3,638 (100.0)	17 (0.5)	2,070 (61.7)	281 (8.4)	12 (0.4)	518 (15.4)	42 (1.3)	53 (1.6)	201 (6.0)	138 (4.1)	24 (0.7)	0 (0)	3,356 (100)	6,994
役務委託等	1,213 (90.6)	126 (9.4)	1,339 (100.0)	2 (0.1)	1,061 (79.1)	92 (6.9)	2 (0.1)	113 (8.4)	27 (2.0)	3 (0.2)	9 (0.7)	23 (1.7)	9 (0.7)	0 (0)	1,341 (100)	2,680
平成26年度	4,067 (89.4)	484 (10.6)	4,551 (100.0)	32 (0.7)	2,843 (62.8)	383 (8.5)	15 (0.3)	735 (16.2)	46 (1.0)	60 (1.3)	253 (5.6)	135 (3.0)	27 (0.6)	0 (0)	4,529 (100)	9,080
製造委託等	3,020 (89.5)	353 (10.5)	3,373 (100.0)	29 (0.9)	1,880 (56.5)	317 (9.5)	15 (0.5)	609 (18.3)	35 (1.1)	59 (1.8)	241 (7.2)	123 (3.7)	17 (0.5)	0 (0)	3,325 (100)	6,698
役務委託等	1,047 (88.9)	131 (11.1)	1,178 (100.0)	3 (0.2)	963 (80.0)	66 (5.5)	0 (0)	126 (10.5)	11 (0.9)	1 (0.1)	12 (1.0)	12 (1.0)	10 (0.8)	0 (0)	1,204 (100)	2,382

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

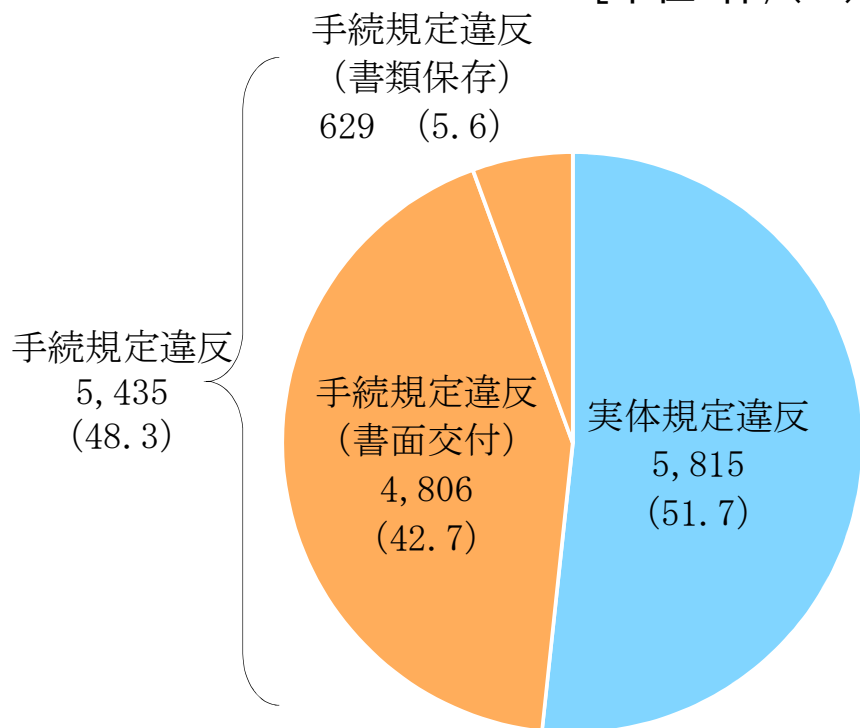
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ()内の数値は各手続規定違反類型又は各実体規定違反タイプのそれぞれの小計の件数に占める比率である。

○ 類型別件数 (11,250件) の内訳, 実体規定違反件数 (5,815件) の行為類型別内訳

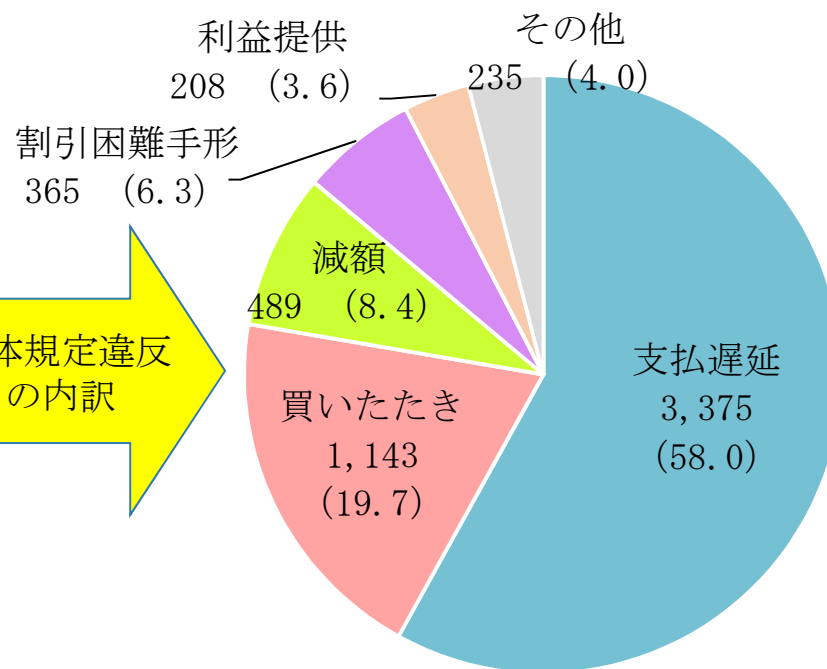
類型別件数 (11,250件) の内訳

[単位: 件, (%)]



実体規定違反件数 (5,815件) の行為類型別内訳

[単位: 件, (%)]



(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

○下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	原状回復を行った親事業者数	原状回復を受けた下請事業者数	原状回復額
減額	28年度	131名	4,060名	18億4452万円
	27年度	93名	4,405名	7億7050万円
	26年度	108名	2,253名	4億499万円
返品	28年度	2名	17名	3億3957万円
	27年度	7名	161名	1億7896万円
	26年度	3名	65名	2億2830万円
買ったたき	28年度	1名	10名	8411万円
	27年度	2名	2名	38万円
	26年度	1名	2名	657万円
支払遅延	28年度	144名	2,076名	6958万円
	27年度	124名	2,857名	3億2691万円
	26年度	91名	1,783名	6299万円
購入等強制	28年度	7名	221名	2359万円
	27年度	1名	199名	25万円
	26年度	—	—	—
利益提供要請	28年度	8名	98名	2190万円
	27年度	4名	123名	3078万円
	26年度	2名	7名	65万円
やり直し等	28年度	3名	3名	1498万円
	27年度	2名	4名	1706万円
	26年度	—	—	—
早期決済	28年度	5名	24名	58万円
	27年度	1名	1名	18万円
	26年度	2名	15名	0万円
割引困難手形	28年度	1名	5名	44万円
	27年度	1名	4名	44万円
	26年度	1名	1名	41万円
受領拒否	28年度	—	—	—
	27年度	1名	4名	71万円
	26年度	1名	16名	1億6725万円
合計	28年度	302名	6,514名	23億9931万円
	27年度	236名	7,760名	13億2622万円
	26年度	209名	4,142名	8億7120万円

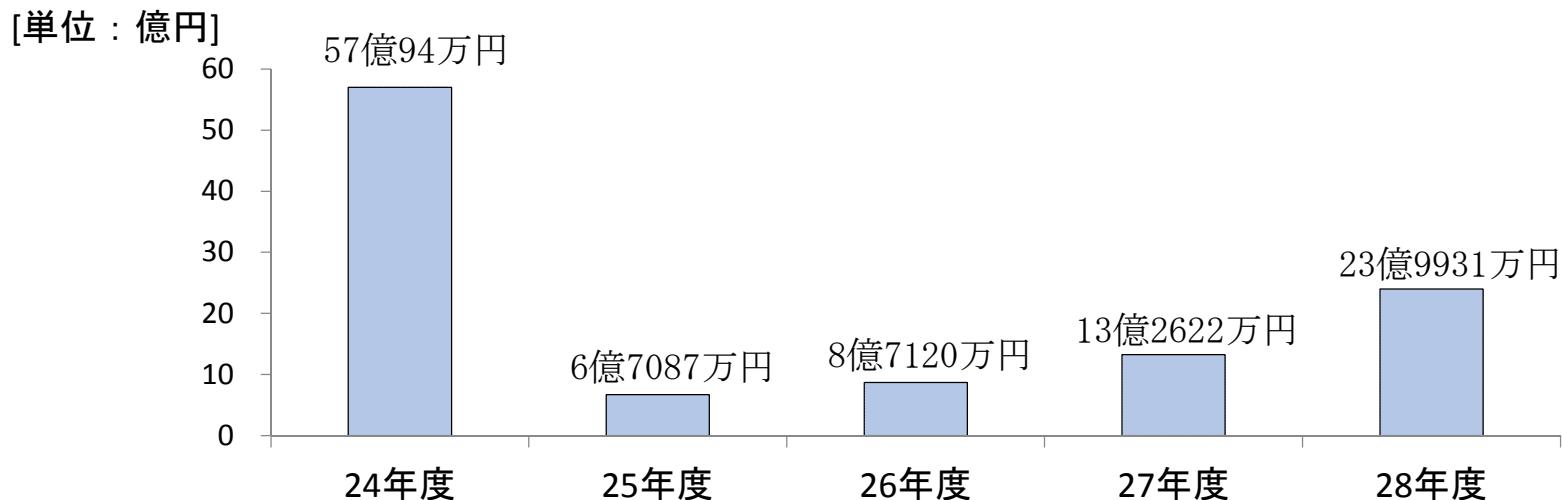
(注1)違反行為類型ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。また、有償支給原材料等の対価の早期決済については、平成26年度における返還金額が1万円未満のため、「0万円」としている。

(注2)親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

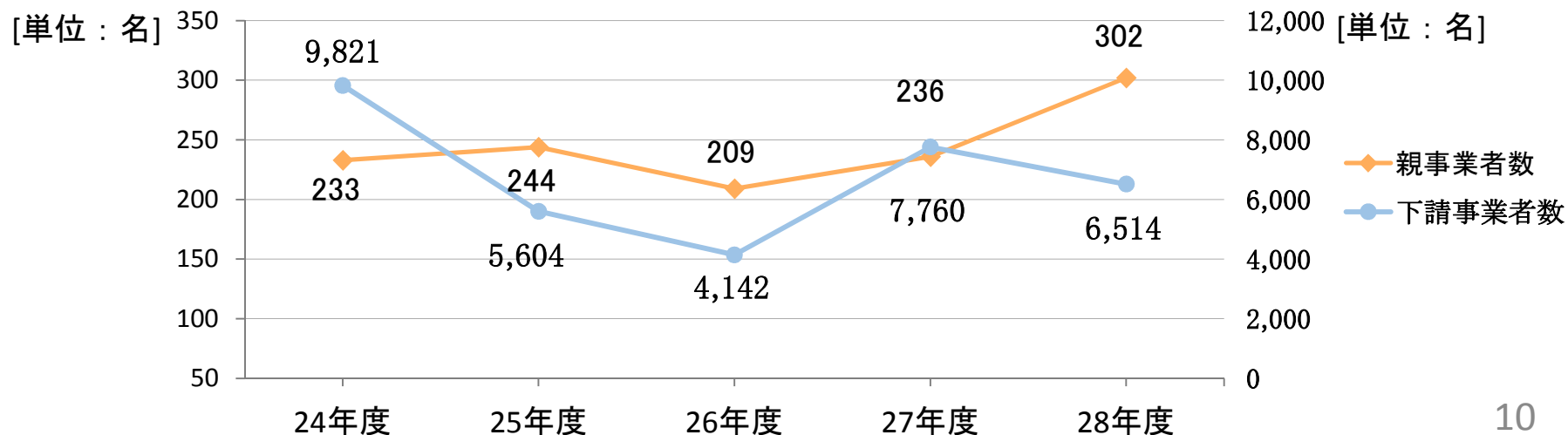
(注3)該当がない場合を「—」で示した。

○原状回復額の推移, 原状回復を行った親事業者数
・原状回復を受けた下請事業者数の推移

原状回復額の推移



原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移



○下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

自発的な申出の件数

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
3	14	47	52	61

平成28年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出は61件であり、当該申出件数は年々増加している（平成26年度47件、平成27年度は52件）。また、同年度に処理した自発的な申出は86件であり、そのうちの10件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成28年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者2,551名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額6億4449万円相当の原状回復が行われた（前記の原状回復額の総額23億9931万円の内数である。）。

なお、勧告に相当するような事案に対して上記のような取扱いを行った件数は、これまで19件である（平成20年度2件、平成24年度3件、平成25年度1件、平成26年度1件、平成27年度2件、平成28年度10件）。

（注）公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表）。



企業間取引の公正化への取組

・

中小企業等の取引条件の 改善に向けた取組

下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

下請取引適正化推進講習会

47都道府県63会場(うち公正取引委員会主催分26都道府県32会場)

キャンペーン標語の一般公募

平成28年度特選作品 「下請けの 確かな技術に 見合った対価」

下請法遵守の要請文書の発出

親事業者約33,000名及び関係事業者団体約650団体に対し、下請法の遵守の徹底等について要請(平成28年11月25日)

下請法等に係る講習会

基礎講習会	56回
下請取引適正化推進講習会 (再掲)	47都道府県63会場 (うち公正取引委員会主催分26都 道府県32会場)
応用講習会	12回(うち3回は卸・小売業者向け)
業種別講習会	10回(荷主・物流事業者向け)

下請法等に係る相談

相談	9, 202件
中小事業者のための移動相談会	45か所

「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」

下請法の講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を作成し、公正取引委員会のホームページ及びYouTube公正取引委員会チャンネルに公開(平成28年7月1日)。

ブライダルの取引に関する実態調査(平成29年3月22日公表)

- ブライダル業者から優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を1つ以上受けたと回答のあった取引は集計対象取引の37.6%

主な行為類型		主な取引内容	
商品・サービスの購入・利用の要請	24.0%	人材派遣	45.8%
金銭・物品の提供の要請	16.8%	引出物・ギフト	44.5%
採算確保が困難な取引(買ったたき)	12.3%	花	43.9%

葬儀の取引に関する実態調査(平成29年3月22日公表)

- 葬儀業者から優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を1つ以上受けたと回答のあった取引は集計対象取引の29.9%

主な行為類型		主な取引内容	
商品・サービスの購入・利用の要請	14.9%	仕出料理	36.7%
採算確保が困難な取引(買ったたき)	11.4%	花	33.6%
金銭・物品の提供の要請	9.0%	返礼品・ギフト	32.2%

下請法運用基準の改正

親事業者による違反行為の未然防止や事業者からの下請法違反行為に係る情報提供に資するよう、違反行為事例の充実等を内容とした下請法運用基準の改正を実施(平成28年12月14日)。

○ 違反行為事例の追加:改正前の66事例から141事例に大幅増加 (主な追加事例)

【買ったたき】

- ・ 合理性のない定期的な原価低減要請
- ・ 下請代金を据え置くことによる買ったたき
- ・ 量産品と同単価での補給品の発注

【不当な経済上の利益の提供要請】

- ・ 型・治具の無償保管要請
- ・ 労務の無償提供要請

○ 特に留意を要する違反行為類型の追加

○ 下請法の対象となる取引例の追加

○ 違反行為事例の取引類型別の分類・見出しの付与

下請代金の支払手段について

公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官の連名の文書（「下請代金の支払手段について」）をもって、下請代金の支払手段の改善に向けた取組を関係事業者団体に対して要請（平成28年12月14日）。

要請の内容

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。
- 3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。

下請法運用基準改正等の普及・啓発

要請先等	要請内容等
関係事業者団体 (約870団体) (平成28年12月20日)	公正取引委員会委員長並びに経済産業大臣及び業所管大臣の連名の文書をもって、当該団体に所属する親事業者に ・ 下請法運用基準の改正内容等の社内への周知徹底 ・ 法令遵守に向けた社内体制の整備等を指導するよう要請
親事業者 (約21万社) (平成29年1月6日)	公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書をもって、関係事業者団体と同様の要請

公正取引委員会が主催する説明会での説明や事業者団体等への講師派遣を実施。

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

- 優越的地位の濫用行為の抑止・早期是正のため独占禁止法の運用を強化することとし、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するための書面調査を実施。

調査対象荷主	30,000名（平成27年度:15,000名）
調査対象物流事業者	40,000名（平成27年度:17,666名）



物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた荷主:707名
⇒ 物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送(平成29年3月)

主な業種		主な行為類型	
製造業	340名／48.7%	支払遅延	329件／41.6%
卸売業	149名／21.3%	減額	165件／20.9%
建設業	53名／7.6%	割引困難な手形の交付	105件／13.3%

平成 28 年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等

平成 29 年 5 月 24 日
公正取引委員会

第 1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況等

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

(1) 書面調査の実施（第 1 表参照）

資本金の額又は出資の総額が 1000 万円超の親事業者 39,150 名及び当該親事業者と取引のある下請事業者 214,500 名を対象に書面調査を実施した^(注)。

(注) 中小企業庁においても同規模の書面調査を実施している。

第 1 表 書面調査の実施状況

[単位：名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
平成 28 年度	39,150	214,500	253,650
製造委託等	25,696	151,912	177,608
役務委託等	13,454	62,588	76,042
平成 27 年度	39,101	214,000	253,101
製造委託等	26,559	151,499	178,058
役務委託等	12,542	62,501	75,043
平成 26 年度	38,982	213,690	252,672
製造委託等	25,935	152,504	178,439
役務委託等	13,047	61,186	74,233

(注 1) 製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注 2) 役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

また、下請事業者を対象とした書面調査の実施に際しては、情報源が親事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること、定期的な書面調査等を情報源として多くの下請法違反行為の是正措置を採っていること及び下請事業者が被った不利益の原状回復の状況を調査票に記載することにより、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供することが特別なことではないことを理解してもらい、回答しやすい環境の整備に努めている。

(2) 申告関係

下請法違反被疑事実を申告した下請事業者が親事業者に特定されることがないよう、申告に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を下請事業者向けの書面調査や下請事業者向けのパンフレットの配布等を通じ周知するなど、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を申告しやすい環境の整備に努めつつ、情報提供を促している。

また、公正取引委員会が調査に着手する前に、親事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（詳細については、後記2(5)参照）。

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

ア 新規着手状況（第2表参照）

新規に着手した下請法違反被疑事件は6,589件であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが6,477件、下請事業者等からの申告によるものが112件である。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
平成28年度	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
製造委託等	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
役務委託等	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
平成27年度	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
製造委託等	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
役務委託等	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
平成26年度	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
製造委託等	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
役務委託等	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

イ 処理状況（第2表参照）

下請法違反被疑事件の処理件数は6,603件であり、このうち、6,313件について、下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導の

措置を講じている。

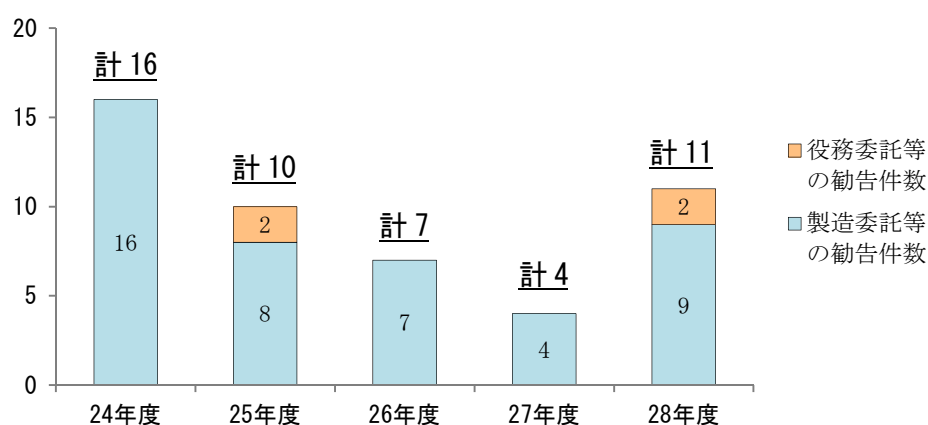
(7) 勧告（第1図参照）

勧告件数は11件であり、このうち9件が製造委託等に係るもの、2件が役務委託等に係るものであった。

勧告事件の概要は別紙1のとおりであり（平成24年度以降の勧告事件については、参考資料1を参照）、勧告の対象となった違反行為類型の内訳は、下請代金の減額が7件、下請代金の減額及び返品が1件、下請代金の減額及び不当な経済上の利益の提供要請が1件、下請代金の減額、返品及び不当な経済上の利益の提供要請が1件、購入・利用強制が1件となっている。

第1図 勧告件数の推移

[単位：件]



(注1) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

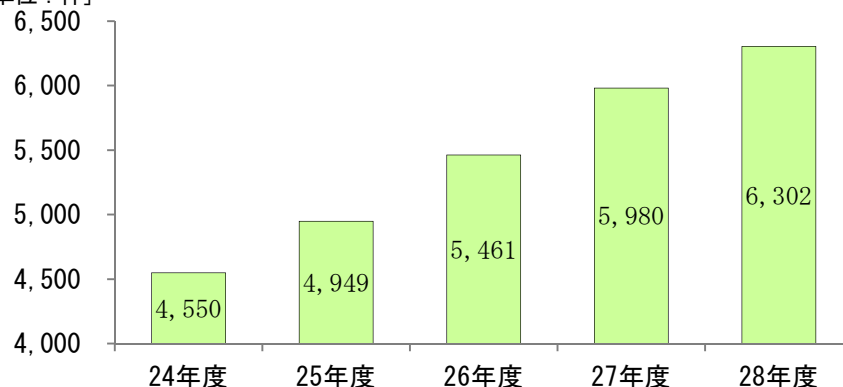
(注2) このほか、勧告に相当するような自発的な申出事案もある（20頁参照）。

(4) 指導（第2図参照）

指導件数は6,302件であり、これは、昭和31年の下請法施行以降、過去最多となっている。指導件数6,302件のうち4,447件が製造委託等に係るもの、1,855件が役務委託等に係るものであった。指導を行った主な事件の概要については別紙2のとおりである。

第2図 指導件数の推移

[単位：件]



ウ 地区ごとの措置件数（第3表参照）

措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）6,313件の地区ごとの内訳は第3表のとおりである。

地区ごとの措置件数をみると、①関東甲信越地区が最も多く（2,948件、46.7%）、②近畿地区（1,273件、20.2%）、③中部地区（692件、11.0%）がこれに続いている。また、地区ごとの措置件数を平成27年度と比べると、全ての地区において増加している。

第3表 措置件数（6,313件）の地区ごとの内訳

[単位：件，（％）]

地 区	平成28年度	平成27年度	平成26年度
北海道地区【北海道】	190 (3.0)	184 (3.1)	169 (3.1)
東北地区【青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県】	322 (5.1)	303 (5.1)	292 (5.3)
関東甲信越地区【茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県】	2,948 (46.7)	2,730 (45.6)	2,178 (39.8)
中部地区【富山県, 石川県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県】	692 (11.0)	646 (10.8)	641 (11.7)
近畿地区【福井県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県】	1,273 (20.2)	1,261 (21.1)	1,255 (23.0)
中国地区【鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県】	366 (5.8)	364 (6.1)	363 (6.6)
四国地区【徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県】	126 (2.0)	112 (1.9)	187 (3.4)
九州地区【福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県】	353 (5.6)	344 (5.7)	338 (6.2)
沖縄地区【沖縄県】	43 (0.7)	40 (0.7)	45 (0.8)
合 計	6,313 (100)	5,984 (100)	5,468 (100)

(注1) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

(注2) () 内の数値は合計に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

(注3) 地区ごとの下請法の運用状況等については、別途公表することとしている。

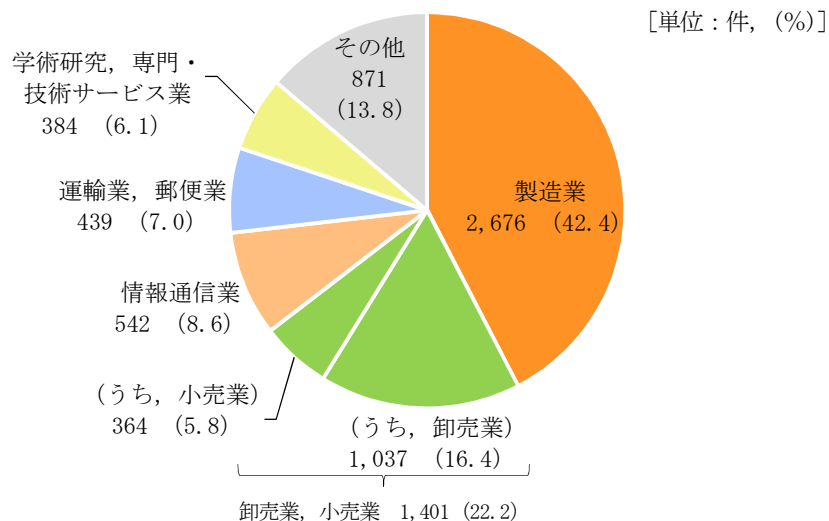
(2) 措置件数の業種別内訳

ア 全体の状況（第3図、第4表参照）

下請法違反事件に係る措置件数は6,313件であり、平成27年度に比べて329件増加した。措置件数を業種別にみると、①製造業が最も多く(2,676件, 42.4%)、②卸売業, 小売業(1,401件, 22.2%)、③情報通信業(542件, 8.6%)、④運輸業, 郵便業(439件, 7.0%)がこれに続いている。

これら4業種の措置件数を平成27年度と比べると、①製造業、③情報通信業は増加している(それぞれ97件増, 16件増)。一方、②卸売業, 小売業、④運輸業, 郵便業は平成27年度に比べて減少している(それぞれ114件減, 14件減)。これら4業種は平成27年度においても措置件数の多い上位4業種であり、かつ、順位も変わっていない。

第3図 措置件数(6,313件)の業種別内訳



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。以下同じ。

(注2) () 内の数値は措置件数全体に占める比率である。

第4表 措置件数(6,313件)の業種別内訳

[単位：件, (%)]

	製造業	卸売業, 小売業			情報通信業	運輸業, 郵便業	学術研究, 専門・技術サービス業	その他	合計
		卸売業	小売業	小計					
平成28年度	2,676 (42.4)	1,037 (16.4)	364 (5.8)	1,401 (22.2)	542 (8.6)	439 (7.0)	384 (6.1)	871 (13.8)	6,313 (100)
平成27年度	2,379 (39.8)	1,115 (18.6)	400 (6.7)	1,515 (25.3)	526 (8.8)	453 (7.6)	336 (5.6)	775 (13.0)	5,984 (100)
平成26年度	2,463 (45.0)	823 (15.1)	379 (6.9)	1,202 (22.0)	476 (8.7)	402 (7.4)	306 (5.6)	619 (11.3)	5,468 (100)

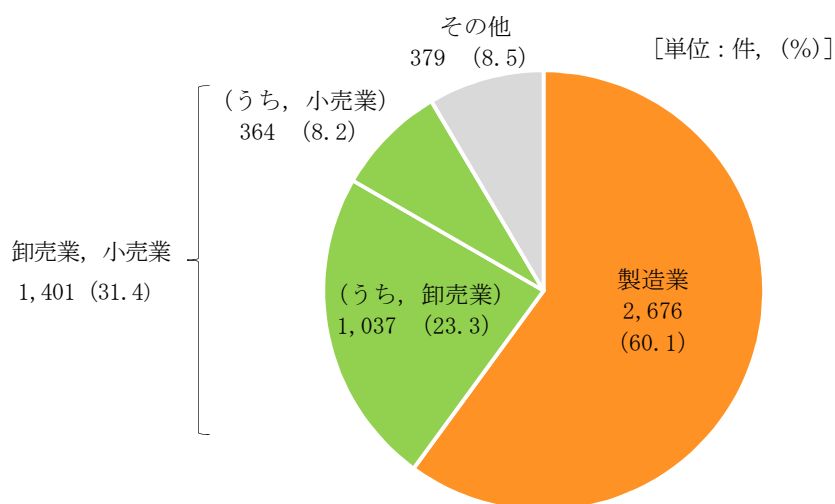
イ 製造委託等の状況（第4図、第5表参照）

製造委託等に係る措置件数は4,456件であり、平成27年度に比べて228件増加した。措置件数を業種別にみると、①製造業が最も多く(2,676件,60.1%)、②卸売業、小売業(1,401件,31.4%)がこれに続いており、これら2業種で全体の9割以上を占めている。

これら2業種の措置件数を平成27年度と比べると、①製造業は増加している(297件増)。一方、②卸売業、小売業は減少している(114件減)。

なお、これら2業種は平成27年度においても措置件数の多い上位2業種であり、かつ、順位も変わっていない。

第4図 製造委託等に係る措置件数(4,456件)の業種別内訳



(注) () 内の数値は製造委託等に係る措置件数に占める比率である。

第5表 製造委託等に係る措置件数(4,456件)の業種別内訳

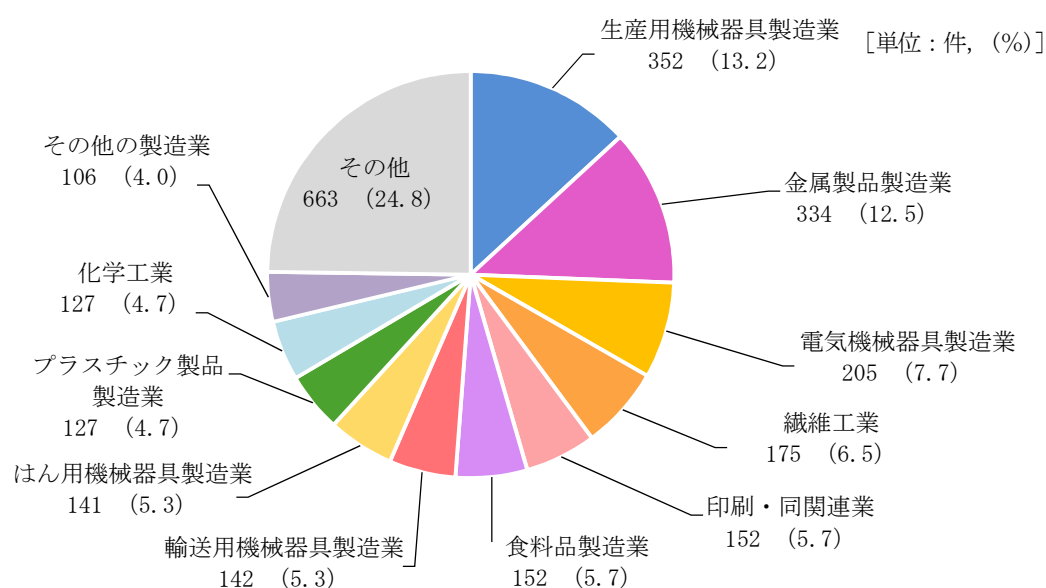
[単位：件, (%)]

	製造業	卸売業、小売業			その他	合計
		卸売業	小売業	小計		
平成28年度	2,676 (60.1)	1,037 (23.3)	364 (8.2)	1,401 (31.4)	379 (8.5)	4,456 (100)
平成27年度	2,379 (56.3)	1,115 (26.4)	400 (9.5)	1,515 (35.8)	334 (7.9)	4,228 (100)
平成26年度	2,463 (63.0)	823 (21.0)	379 (9.7)	1,202 (30.7)	246 (6.3)	3,911 (100)

なお、製造業に対する措置件数（2,676件）の内訳としては、①生産用機械器具製造業が最も多く（352件, 13.2%）、②金属製品製造業（334件, 12.5%）、③電気機械器具製造業（205件, 7.7%）、④繊維工業（175件, 6.6%）がこれに続いている。

これら4業種の措置件数を平成27年度と比べると、いずれも平成27年度に比べて増加している（生産用機械器具製造業：38件増、金属製品製造業：110件増、電気機械器具製造業：23件増、繊維工業：35件増）。生産用機械器具製造業及び金属製品製造業の2業種は平成27年度においても措置件数の多い上位2業種であり、かつ、順位も変わっていない。

第4-1図 製造業に対する措置件数（2,676件）の内訳



(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

(注2) () 内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

第5-1表 製造業に対する措置件数（2,676件）の内訳

[単位：件, (%)]

	生産用 機械器具 製造業	金属製品 製造業	電気 機械器具 製造業	繊維 工業	印刷・ 同関連業	食料品 製造業	輸送用 機械器具 製造業	はん用 機械器具 製造業	プラスチ ック製品 製造業	化学 工業	その他の 製造業	その他	合計
平成28年度	352 (13.2)	334 (12.5)	205 (7.7)	175 (6.5)	152 (5.7)	152 (5.7)	142 (5.3)	141 (5.3)	127 (4.7)	127 (4.7)	106 (4.0)	663 (24.8)	2,676 (100)
平成27年度	314 (13.2)	224 (9.4)	182 (7.7)	140 (5.9)	101 (4.2)	183 (7.7)	130 (5.5)	129 (5.4)	137 (5.8)	124 (5.2)	97 (4.1)	618 (26.0)	2,379 (100)
平成26年度	283 (11.5)	273 (11.1)	168 (6.8)	170 (6.9)	148 (6.0)	127 (5.2)	147 (6.0)	141 (5.7)	117 (4.8)	123 (5.0)	122 (5.0)	644 (26.1)	2,463 (100)

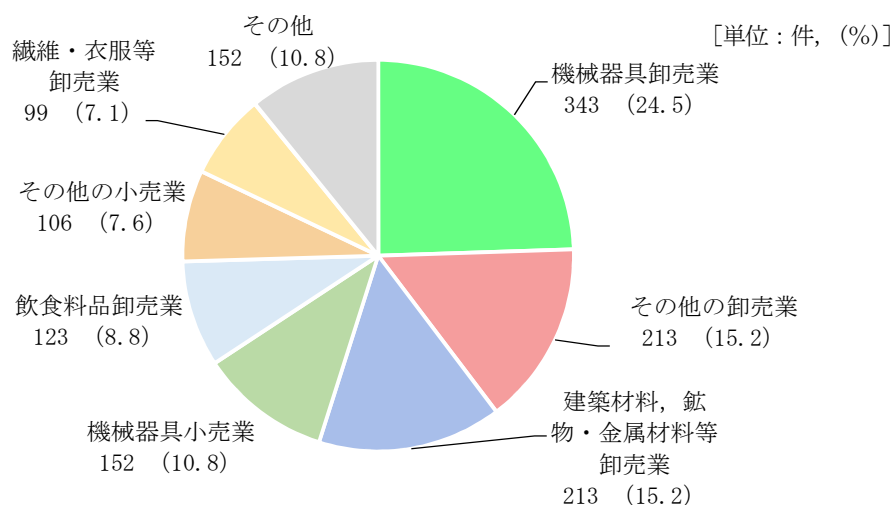
(注) 業種は、日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

また、卸売業、小売業に対する措置件数（1,401件）の内訳としては、①機械器具卸売業が最も多く（343件, 24.5%）、②その他の卸売業（213件, 15.2%）、③建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（213件, 15.2%）がこれに続いている。

これら3業種の措置件数を平成27年度と比べると、②その他の卸売業（47件減）、③建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（30件減）、①機械器具卸売業（4件減）の順でいずれも減少している。

なお、上位1位の機械器具卸売業は平成27年度においても1位であった。

第4-2図 卸売業、小売業に対する措置件数（1,401件）の内訳



(注) () 内の数値は卸売業、小売業に対する措置件数に占める比率である。

第5-2表 卸売業、小売業に対する措置件数（1,401件）の内訳

[単位：件, (%)]

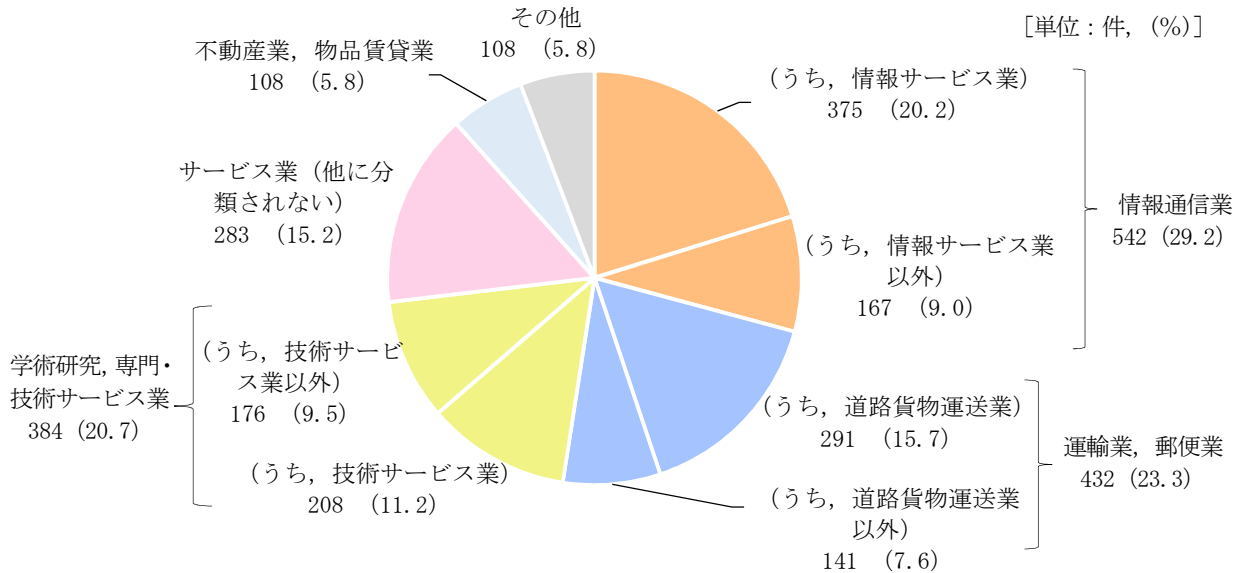
	機械器具卸売業	その他の卸売業	建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業	機械器具小売業	飲食料品卸売業	その他の小売業	繊維・衣類等卸売業	その他	合計
平成28年度	343 (24.5)	213 (15.2)	213 (15.2)	152 (10.8)	123 (8.8)	106 (7.6)	99 (7.1)	152 (10.8)	1,401 (100)
平成27年度	347 (22.9)	260 (17.2)	243 (16.0)	156 (10.3)	122 (8.1)	128 (8.4)	106 (7.0)	153 (10.1)	1,515 (100)
平成26年度	295 (24.5)	150 (12.5)	164 (13.6)	185 (15.4)	83 (6.9)	94 (7.8)	101 (8.4)	130 (10.8)	1,202 (100)

ウ 役務委託等の状況（第5図，第6表参照）

役務委託等に係る措置件数は1,857件であり，平成27年度に比べて101件増加した。措置件数を業種別にみると，①情報通信業が最も多く（542件，29.2%），②運輸業，郵便業（432件，23.3%），③学術研究，専門・技術サービス業（384件，20.7%）がこれに続いている。

これら3業種の措置件数を平成27年度と比べると，②運輸業，郵便業は減少している（11件減）。一方，③学術研究，専門・技術サービス業，①情報通信業は平成27年度に比べて増加している（それぞれ48件増，16件増）。これら3業種は平成27年度においても措置件数の多い上位3業種であり，かつ，順位も変わっていない。

第5図 役務委託等に係る措置件数（1,857件）の業種別内訳



第6表 役務委託等に係る措置件数（1,857件）の業種別内訳

[単位：件，（%）]

	情報通信業			運輸業，郵便業			学術研究， 専門・技術サービス業			サービス業 （他に分類 されない）	不動産業， 物品賃貸業	その他	合計
	情報 サービス業	情報サービ ス業以外	小計	道路貨物 運送業	道路貨物 運送業以外	小計	技術 サービス業	技術サービ ス業以外	小計				
平成28年度	375 (20.2)	167 (9.0)	542 (29.2)	291 (15.7)	141 (7.6)	432 (23.3)	208 (11.2)	176 (9.5)	384 (20.7)	283 (15.2)	108 (5.8)	108 (5.8)	1,857 (100)
平成27年度	382 (21.8)	144 (8.2)	526 (30.0)	290 (16.5)	153 (8.7)	443 (25.2)	139 (7.9)	197 (11.2)	336 (19.1)	235 (13.4)	115 (6.5)	101 (5.8)	1,756 (100)
平成26年度	348 (22.4)	128 (8.2)	476 (30.6)	265 (17.0)	129 (8.3)	394 (25.3)	151 (9.7)	155 (10.0)	306 (19.7)	218 (14.0)	91 (5.8)	72 (4.6)	1,557 (100)

(3) 下請法違反行為の類型別件数等（第7表参照）

ア 全体の状況（第6図参照）

- (7) 勧告又は指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると全体で 11,250 件となり、そのうち、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が 5,435 件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が 5,815 件となっている。手続規定違反は平成 27 年度の 4,977 件から 5,435 件に 458 件増加、実体規定違反は平成 27 年度の 4,697 件から 5,815 件に 1,118 件増加している。また、平成 28 年度の下請法違反行為の類型別件数を平成 27 年度と比べると、全ての類型において増加している。
- (4) 実体規定違反件数 5,815 件の行為類型別内訳をみると、①支払遅延は平成 27 年度の 3,131 件から 3,375 件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の 58.0%）に 244 件増加、②買ったときは平成 27 年度の 631 件から 1,143 件（同 19.7%）に 512 件増加、③下請代金の減額は平成 27 年度の 373 件から 489 件（同 8.4%）に 116 件増加しており、これら 3 つの行為類型で全体の 9 割近くを占めている。

第7表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件，（％）]

	手続規定			実体規定												合計
	書面交付	書類保存	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
平成28年度	4,806 (88.4)	629 (11.6)	5,435 (100.0)	34 (0.6)	3,375 (58.0)	489 (8.4)	15 (0.3)	1,143 (19.7)	78 (1.3)	59 (1.0)	365 (6.3)	208 (3.6)	49 (0.8)	0 (0)	5,815 (100)	11,250
製造委託等	3,555 (88.6)	457 (11.4)	4,012 (100.0)	30 (0.7)	2,184 (52.3)	393 (9.4)	14 (0.3)	901 (21.6)	46 (1.1)	58 (1.4)	347 (8.3)	168 (4.0)	34 (0.8)	0 (0)	4,175 (100)	8,187
役務委託等	1,251 (87.9)	172 (12.1)	1,423 (100.0)	4 (0.2)	1,191 (72.6)	96 (5.9)	1 (0.1)	242 (14.8)	32 (2.0)	1 (0.1)	18 (1.1)	40 (2.4)	15 (0.9)	0 (0)	1,640 (100)	3,063
平成27年度	4,507 (90.6)	470 (9.4)	4,977 (100.0)	19 (0.4)	3,131 (66.7)	373 (7.9)	14 (0.3)	631 (13.4)	69 (1.5)	56 (1.2)	210 (4.5)	161 (3.4)	33 (0.7)	0 (0)	4,697 (100)	9,674
製造委託等	3,294 (90.5)	344 (9.5)	3,638 (100.0)	17 (0.5)	2,070 (61.7)	281 (8.4)	12 (0.4)	518 (15.4)	42 (1.3)	53 (1.6)	201 (6.0)	138 (4.1)	24 (0.7)	0 (0)	3,356 (100)	6,994
役務委託等	1,213 (90.6)	126 (9.4)	1,339 (100.0)	2 (0.1)	1,061 (79.1)	92 (6.9)	2 (0.1)	113 (8.4)	27 (2.0)	3 (0.2)	9 (0.7)	23 (1.7)	9 (0.7)	0 (0)	1,341 (100)	2,680
平成26年度	4,067 (89.4)	484 (10.6)	4,551 (100.0)	32 (0.7)	2,843 (62.8)	383 (8.5)	15 (0.3)	735 (16.2)	46 (1.0)	60 (1.3)	253 (5.6)	135 (3.0)	27 (0.6)	0 (0)	4,529 (100)	9,080
製造委託等	3,020 (89.5)	353 (10.5)	3,373 (100.0)	29 (0.9)	1,880 (56.5)	317 (9.5)	15 (0.5)	609 (18.3)	35 (1.1)	59 (1.8)	241 (7.2)	123 (3.7)	17 (0.5)	0 (0)	3,325 (100)	6,698
役務委託等	1,047 (88.9)	131 (11.1)	1,178 (100.0)	3 (0.2)	963 (80.0)	66 (5.5)	0 (0)	126 (10.5)	11 (0.9)	1 (0.1)	12 (1.0)	12 (1.0)	10 (0.8)	0 (0)	1,204 (100)	2,382

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

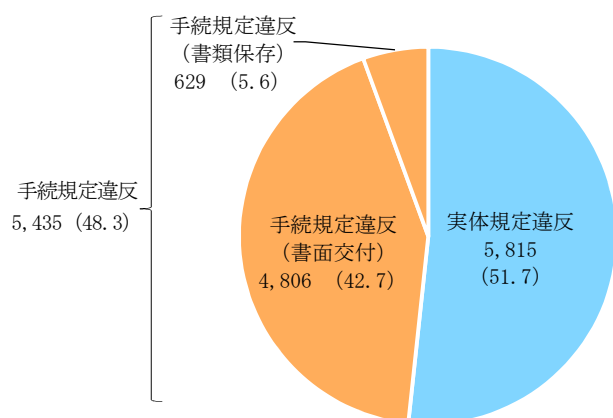
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ()内の数値は各手続規定違反類型又は各実体規定違反類型のそれぞれの小計の件数に占める比率である。

第6-1図

類型別件数（11,250件）の内訳

[単位：件，（％）]

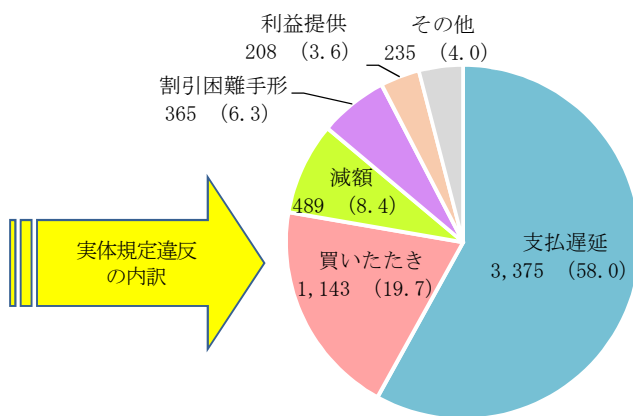


(注) ()内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

第6-2図

実体規定違反件数（5,815件）の行為類型別内訳

[単位：件，（％）]



(注) ()内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

イ 製造委託等の状況（第7図、第8表参照）

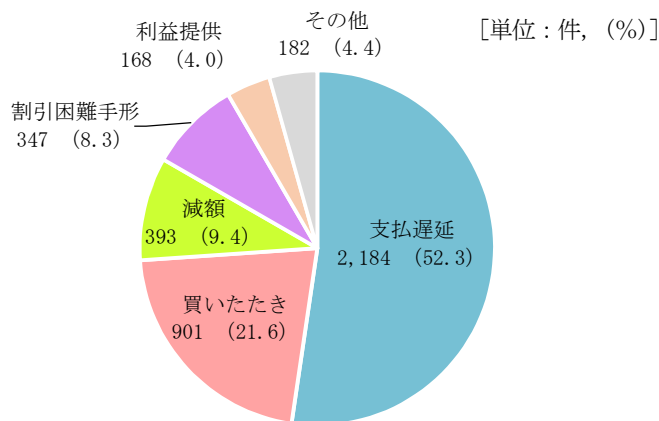
製造委託等に係る違反行為類型別件数は 8,187 件で、うち、手続規定違反件数は 4,012 件、実体規定違反件数は 4,175 件となっている。

実体規定違反件数 4,175 件の行為類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が最も多く（2,184 件、52.3%）、②買ったたき（901 件、21.6%）、③下請代金の減額（393 件、9.4%）がこれに続いており、これら 3 類型で全体の 8 割以上を占めている。

これら 3 類型の違反件数を平成 27 年度と比べると、3 類型ともに増加している（支払遅延：114 件増、買ったたき：383 件増、減額：112 件増）。これら 3 類型は平成 27 年度においても違反件数の多い上位 3 類型であり、かつ、順位も変わっていない。

なお、後記ウの役務委託等に比べて買ったたき及び下請代金の減額の割合がより高くなっている。

第7図 製造委託等に係る実体規定違反件数（4,175 件）の行為類型別内訳



(注) () 内の数値は製造委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

第8表 製造委託等に係る実体規定違反件数（4,175 件）の行為類型別内訳

[単位：件, (%)]

	支払遅延	買ったたき	減額	割引困難手形	利益提供要請	早期決済	購入等強制	やり直し等	受領拒否	返品	報復措置	合計
平成 28 年度	2,184 (52.3)	901 (21.6)	393 (9.4)	347 (8.3)	168 (4.0)	58 (1.4)	46 (1.1)	34 (0.8)	30 (0.7)	14 (0.3)	0 (0)	4,175 (100)
平成 27 年度	2,070 (61.7)	518 (15.4)	281 (8.4)	201 (6.0)	138 (4.1)	53 (1.6)	42 (1.3)	24 (0.7)	17 (0.5)	12 (0.4)	0 (0)	3,356 (100)
平成 26 年度	1,880 (56.5)	609 (18.3)	317 (9.5)	241 (7.2)	123 (3.7)	59 (1.8)	35 (1.1)	17 (0.5)	29 (0.9)	15 (0.5)	0 (0)	3,325 (100)

(注) 違反行為類型は、平成 28 年度における違反件数の多い順に左から並べている。

ウ 役務委託等の状況（第8図、第9表参照）

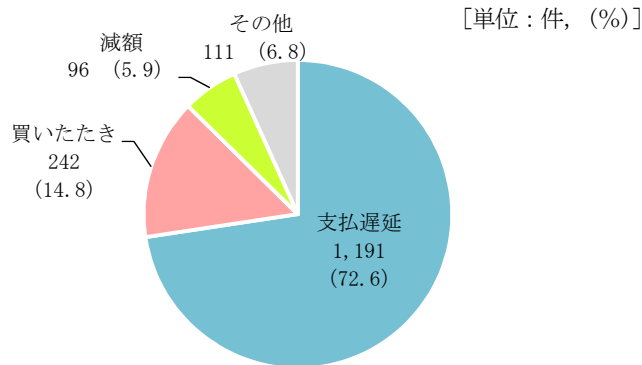
役務委託等に係る違反行為類型別件数は 3,063 件で、うち、手続規定違反件数は 1,423 件、実体規定違反件数は 1,640 件となっている。

実体規定違反件数 1,640 件の行為類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が最も多く（1,191 件、72.6%）、②買ったたき（242 件、14.8%）、③下請代金の減額（96 件、5.9%）がこれに続いており、これら 3 類型で全体の 9 割以上を占めている。

これら 3 類型の違反件数を平成 27 年度と比べると、下請代金の支払遅延が最も増加しており（130 件増）、買ったたき（129 件増）、減額（4 件増）がこれに続いている。これら 3 類型は平成 27 年度においても違反件数の多い上位 3 類型であり、かつ、順位も変わっていない。

なお、前記イの製造委託等に比べて下請代金の支払遅延の割合がより高くなっている。

第8図 役務委託等に係る実体規定違反件数（1,640 件）の行為類型別内訳



(注) () 内の数値は役務委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

第9表 役務委託等に係る実体規定違反件数（1,640 件）の行為類型別内訳

	支払遅延	買ったたき	減額	利益提供要請	購入等強制	割引困難手形	やり直し等	受領拒否	早期決済	返品	報復措置	合計
平成 28 年度	1,191 (72.6)	242 (14.8)	96 (5.9)	40 (2.4)	32 (2.0)	18 (1.1)	15 (0.9)	4 (0.2)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0)	1,640 (100)
平成 27 年度	1,061 (79.1)	113 (8.4)	92 (6.9)	23 (1.7)	27 (2.0)	9 (0.7)	9 (0.7)	2 (0.1)	3 (0.2)	2 (0.1)	0 (0)	1,341 (100)
平成 26 年度	963 (80.0)	126 (10.5)	66 (5.5)	12 (1.0)	11 (0.9)	12 (1.0)	10 (0.8)	3 (0.2)	1 (0.1)	0 (0)	0 (0)	1,204 (100)

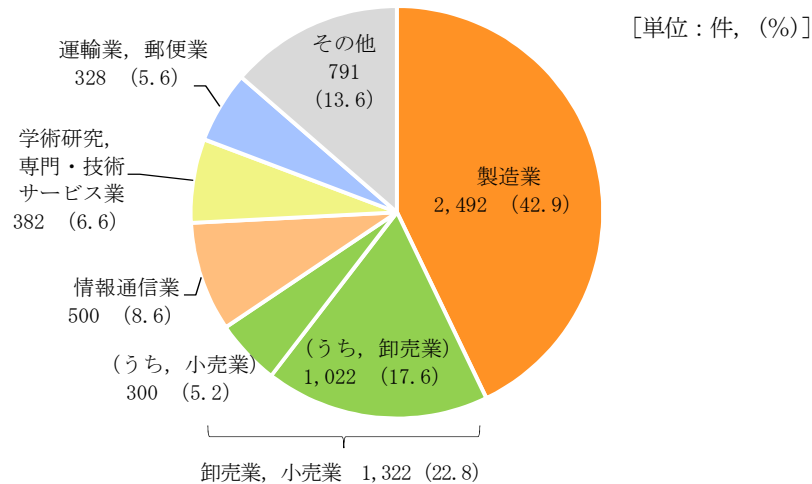
(注) 違反行為類型は、平成 28 年度における違反件数の多い順に左から並べている。

エ 実体規定違反件数の業種別内訳等（第9図、第10表）

実体規定違反件数は5,815件であり、平成27年度に比べて1,118件増加した。違反件数を業種別にみると、①製造業が最も多く（2,492件、42.9%）、②卸売業、小売業（1,322件、22.8%）、③情報通信業（500件、8.6%）がこれに続いており、全体の措置件数の業種別内訳（第3図）と同様の順位となっている。

これら3業種の違反件数を平成27年度と比べると、いずれも平成27年度に比べて増加している（製造業：609件増、卸売業、小売業：101件増、情報通信業：94件増）。これら3業種は平成27年度においても違反件数の多い上位3業種であり、かつ、順位も変わっていない。

第9-1図 実体規定違反件数（5,815件）の業種別内訳



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

第10-1表 実体規定違反件数（5,815件）の業種別内訳

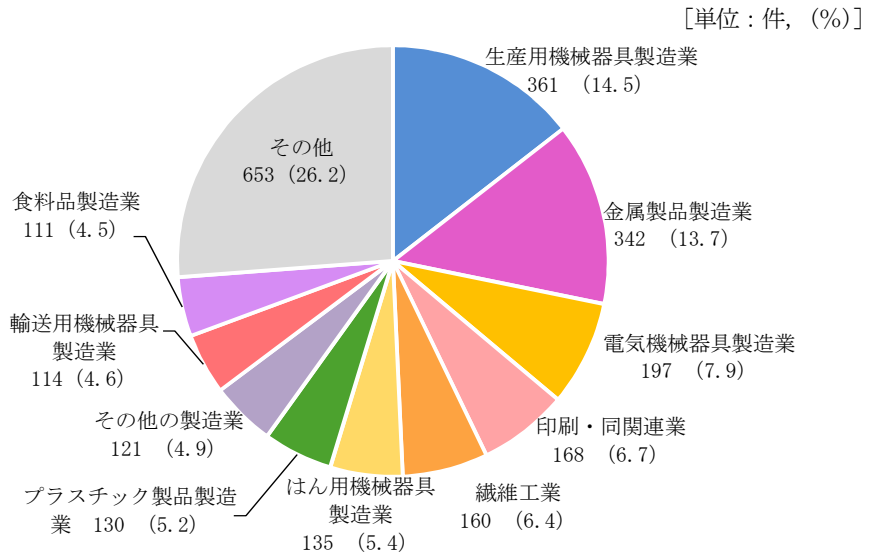
[単位：件，(%)]

	製造業	卸売業、小売業			情報通信業	学術研究、専門・技術サービス業	運輸業、郵便業	サービス業（他に分類されない）	建設業	その他	合計
		卸売業	小売業	小計							
平成28年度	2,492 (42.9)	1,022 (17.6)	300 (5.2)	1,322 (22.8)	500 (8.6)	382 (6.6)	328 (5.6)	276 (4.7)	274 (4.7)	241 (4.1)	5,815 (100)
平成27年度	1,883 (40.1)	916 (19.5)	305 (6.5)	1,221 (26.0)	406 (8.6)	281 (6.0)	330 (7.0)	193 (4.1)	84 (1.8)	299 (6.4)	4,697 (100)
平成26年度	2,134 (47.1)	732 (16.2)	284 (6.3)	1,016 (22.4)	364 (8.0)	253 (5.6)	278 (6.1)	196 (4.3)	30 (0.7)	258 (5.7)	4,529 (100)

(注) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

なお、製造業のうち実体規定違反の件数を平成27年度と比べると、金属製品製造業が最も多く増加しており（154件増）、生産用機械器具製造業（89件増）、印刷・同関連業（79件増）がこれに続いている。一方で、食料品製造業については減少している（11件減）。

第9-2図 製造業に対する実体規定違反件数（2,492件）の内訳



（注1）業種は、日本標準産業分類中分類による。

（注2）（ ）内の数値は製造業に対する実体規定違反件数の合計に占める比率である。

第10-2表 製造業に対する実体規定違反件数（2,492件）の内訳

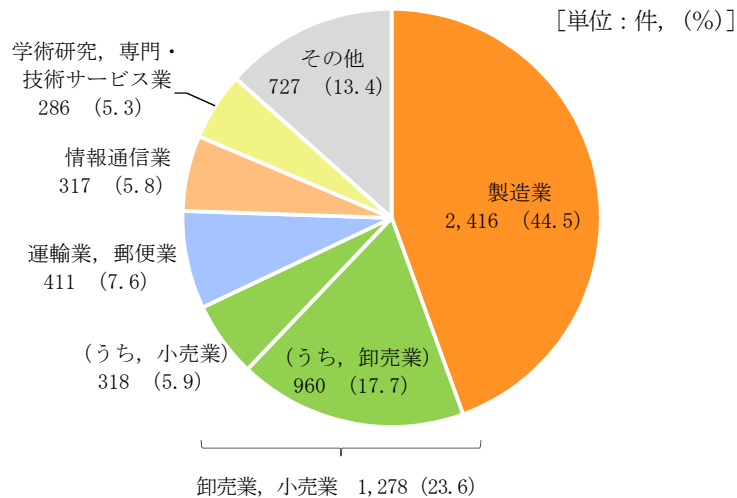
[単位：件，（％）]

	生産用 機械器具 製造業	金属製品 製造業	電気機械 器具製造 業	印刷・ 同関連業	繊維 工業	はん用 機械器具 製造業	プラステ ック製品 製造業	その他の 製造業	輸送用 機械器具 製造業	食料品 製造業	その他	合計
平成28年度	361 (14.5)	342 (13.7)	197 (7.9)	168 (6.7)	160 (6.4)	135 (5.4)	130 (5.2)	121 (4.9)	114 (4.6)	111 (4.5)	653 (26.2)	2,492 (100)
平成27年度	272 (14.4)	188 (10.0)	181 (9.6)	89 (4.7)	107 (5.7)	92 (4.9)	108 (5.7)	75 (4.0)	101 (5.4)	122 (6.5)	548 (29.1)	1,883 (100)
平成26年度	271 (12.7)	257 (12.0)	139 (6.5)	139 (6.5)	173 (8.1)	160 (7.5)	107 (5.0)	104 (4.9)	121 (5.7)	80 (3.7)	583 (27.3)	2,134 (100)

（注1）業種は、日本標準産業分類中分類による。

（注2）業種は、平成28年度における違反件数の多い順に左から並べている。

【参考】 手続規定違反件数 (5,435 件) の業種別内訳



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。以下同じ。

(注2) () 内の数値は手続規定違反件数の合計に占める比率である。

【参考】 手続規定違反件数 (5,435 件) の業種別内訳

[単位：件, (%)]

	製造業	卸売業, 小売業			運輸業, 郵便業	情報通信業	学術研究, 専門・技術サービス業	サービス業 (他に分類されない)	建設業	その他	合計
		卸売業	小売業	小計							
平成 28 年度	2,416 (44.5)	960 (17.7)	318 (5.9)	1,278 (23.6)	411 (7.6)	317 (5.8)	286 (5.3)	252 (4.6)	179 (3.3)	296 (5.4)	5,435 (100)
平成 27 年度	2,001 (40.2)	981 (19.7)	343 (6.9)	1,324 (26.6)	391 (7.9)	341 (6.9)	260 (5.2)	208 (4.2)	84 (1.7)	368 (7.4)	4,977 (100)
平成 26 年度	2,046 (45.0)	762 (16.7)	332 (7.3)	1,094 (24.0)	358 (7.9)	277 (6.1)	233 (5.1)	190 (4.2)	26 (0.6)	327 (7.2)	4,551 (100)

(注) 業種は、日本標準産業分類大分類による。以下同じ。

オ 実体規定違反行為類型別における違反件数の業種別内訳 (参考資料2 参照)

実体規定違反行為類型別における違反件数が多い3類型 (下請代金の支払遅延, 買ったたき及び下請代金の減額) について, 違反行為ごとの業種別内訳をみると以下のとおりである。違反行為類型別の業種別内訳の詳細については, 参考資料2のとおりである。

(7) 下請代金の支払遅延に係る違反件数は 3,375 件であり, 平成 27 年度に比べて 244 件増加している。違反件数を業種別にみると, ①情報サービス業が最も多く (302 件, 8.9%), ②機械器具卸売業 (201 件, 6.0%), ③生産用機械器具製造業 (176 件, 5.2%) がこれに続いている。

平成 28 年度における上位 10 業種の違反件数を平成 27 年度と比べると, 技術サービス業が最も増加しており (63 件増), 金属製品製造業, その他

の事業サービス業がこれに続いている(それぞれ52件増, 44件増)。一方, 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業は平成27年度に比べて最も減少しており(15件減), 道路貨物運送業がこれに続いている(10件減)。

また, 平成28年度における上位10業種の順位を平成27年度と比べると, 第1位から第3位までの業種は同じであり, 特に, 第1位の情報サービス業は, 両年度ともに第2位との件数の差が前年度と比べて大きくなっている(平成27年度が74件差, 平成28年度が101件差)。

- (イ) 買ったたきに係る違反件数は1,143件であり, 平成27年度に比べて512件増加している。違反件数を業種別にみると, ①金属製品製造業が最も多く(85件, 7.4%), ②生産用機械器具製造業(79件, 6.9%), ③機械器具卸売業(64件, 5.6%)がこれに続いている。

平成28年度における上位10業種の違反件数を平成27年度と比べると, 全ての業種で増加している。業種別にみると, 金属製品製造業が最も増加しており(48件増), 機械器具卸売業, 生産用機械器具製造業がこれに続いている(それぞれ30件増, 28件増)。

また, 平成28年度における上位10業種については, 平成27年度に第1位であった生産用機械器具製造業が平成28年度では第2位に, 平成27年度に第2位であったその他の卸売業が第7位になるなど, 平成27年度と比べて順位が変動しているところ, 平成28年度の上位10業種の違反件数は85件から34件の間にあることから, 特定の業種に多く違反がみられるということはない。

- (ウ) 下請代金の減額に係る違反件数は489件であり, 平成27年度に比べて116件増加している。違反件数を業種別にみると, ①その他の卸売業が最も多く(31件, 6.3%), ②金属製品製造業(29件, 5.9%), ③飲食料品卸売業(27件, 5.5%)がこれに続いている。

平成28年度における上位10業種の違反件数を平成27年度と比べると, 飲食料品卸売業が最も増加しており(24件増), 金属製品製造業がこれに続いている(19件増)。

また, 平成28年度における上位10業種については, 平成27年度に第1位であった道路貨物運送業が平成28年度では第7位になるなど, 平成27年度と比べて順位が変動しているところ, 平成28年度の上位10業種の違反件数は31件から17件の間にあることから, 特定の業種に多く違反がみられるということはない。

(4) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況(第11表, 第12表, 第10~12図参照)

平成28年度においては, 下請事業者が被った不利益について, 親事業者302名から, 下請事業者6,514名に対し, 下請代金の減額分の返還等, 総額23億9931万円相当の原状回復が行われた。

原状回復額を業種別にみると, ①卸売業, 小売業が最も多く(17億9601万円, 74.9%), ②製造業(5億2697万円, 22.0%), ③生活関連サービス業, 娯楽業(3664万円, 1.5%)がこれに続いている。これら3業種の原状回復額を平

成 27 年度と比べると、卸売業、小売業が最も増加しており（15 億 4319 万円増）、製造業（4 億 2405 万円増）、生活関連サービス業、娯楽業（3385 万円増）がこれに続いている。

第 11 表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	原状回復を行った親事業者数	原状回復を受けた下請事業者数	原状回復額
減額	28 年度	131 名	4,060 名	18 億 4452 万円
	27 年度	93 名	4,405 名	7 億 7050 万円
	26 年度	108 名	2,253 名	4 億 499 万円
返品	28 年度	2 名	17 名	3 億 3957 万円
	27 年度	7 名	161 名	1 億 7896 万円
	26 年度	3 名	65 名	2 億 2830 万円
買ったたき	28 年度	1 名	10 名	8411 万円
	27 年度	2 名	2 名	38 万円
	26 年度	1 名	2 名	657 万円
支払遅延	28 年度	144 名	2,076 名	6958 万円
	27 年度	124 名	2,857 名	3 億 2691 万円
	26 年度	91 名	1,783 名	6299 万円
購入等強制	28 年度	7 名	221 名	2359 万円
	27 年度	1 名	199 名	25 万円
	26 年度	—	—	—
利益提供要請	28 年度	8 名	98 名	2190 万円
	27 年度	4 名	123 名	3078 万円
	26 年度	2 名	7 名	65 万円
やり直し等	28 年度	3 名	3 名	1498 万円
	27 年度	2 名	4 名	1706 万円
	26 年度	—	—	—
早期決済	28 年度	5 名	24 名	58 万円
	27 年度	1 名	1 名	18 万円
	26 年度	2 名	15 名	0 万円
割引困難手形	28 年度	1 名	5 名	44 万円
	27 年度	1 名	4 名	44 万円
	26 年度	1 名	1 名	41 万円
受領拒否	28 年度	—	—	—
	27 年度	1 名	4 名	71 万円
	26 年度	1 名	16 名	1 億 6725 万円
合計	28 年度	302 名	6,514 名	23 億 9931 万円
	27 年度	236 名	7,760 名	13 億 2622 万円
	26 年度	209 名	4,142 名	8 億 7120 万円

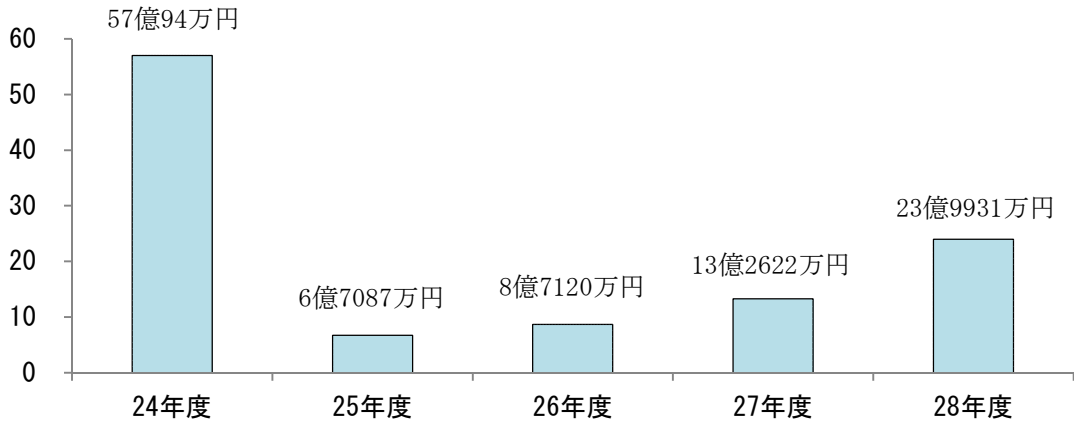
(注 1) 違反行為類型ごとの原状回復額は 1 万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。また、有償支給原材料等の対価の早期決済については、平成 26 年度における返還金額が 1 万円未満のため、「0 万円」としている。

(注 2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注 3) 該当がない場合を「—」で示した。

第10図 原状回復額の推移

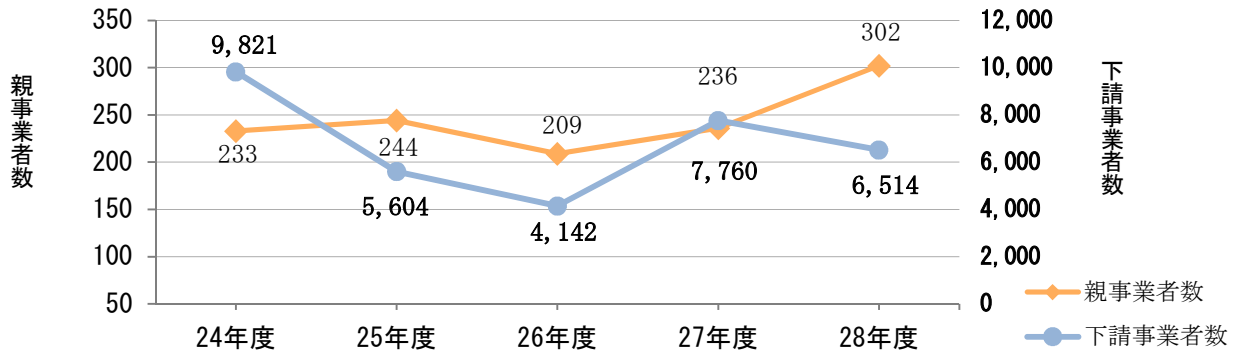
[単位：億円]



第11図 原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

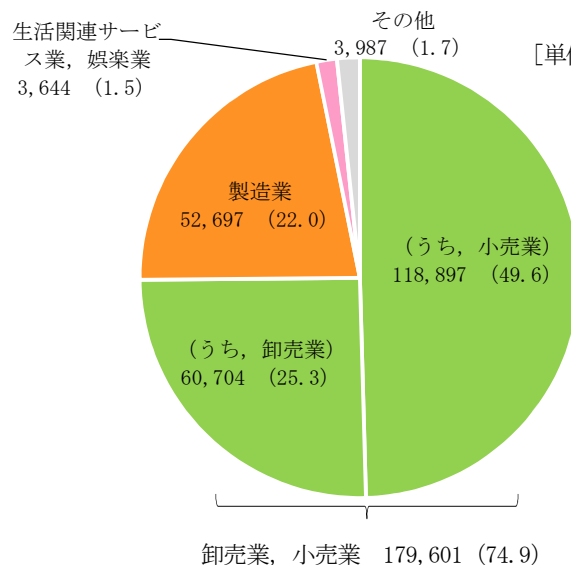
[単位：名]

[単位：名]



第12図 原状回復額 (23億9931万円) の業種別内訳

[単位：万円, (%)]



(注1) 業種ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない。

(注2) () 内の数値は原状回復額全体に占める比率である。

第12表 原状回復額（23億9931万円）の業種別内訳

[単位：万円，（％）]

	卸売業、小売業			製造業	生活関連サービス業、娯楽業	建設業	学術研究、専門・技術サービス業	その他	合計
	卸売業	小売業	小計						
平成28年度	118,897 (49.6)	60,704 (25.3)	179,601 (74.9)	52,697 (22.0)	3,644 (1.5)	1,154 (0.5)	1,040 (0.4)	1,792 (0.7)	239,931 (100)
平成27年度	17,577 (13.3)	7,705 (5.8)	25,282 (19.1)	10,292 (7.8)	259 (0.2)	1,698 (1.3)	4,481 (3.4)	90,606 (68.3)	132,622 (100)
平成26年度	23,195 (26.6)	46,489 (53.4)	69,684 (80.0)	8,782 (10.1)	8 (0.0)	11 (0.0)	7,357 (8.4)	1,278 (1.5)	87,120 (100)

(注) 業種ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない。

(5) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案（第13表参照）

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表^(注1)）。

平成28年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は61件であり、当該申出件数は年々増加している（平成26年度47件、平成27年度52件）。また、同年度に処理した自発的な申出は86件であり、そのうちの10件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成28年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者2,551名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額6億4449万円相当の原状回復が行われた^(注2)。

なお、勧告に相当するような事案に対して上記のような取扱いを行った件数は、これまで19件である（平成20年度2件、平成24年度3件、平成25年度1件、平成26年度1件、平成27年度2件、平成28年度10件）。

(注1) http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

(注2) 前記(4)記載の金額の内数である。

第13表 自発的な申出の件数

[単位：件]

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
3	14	47	52	61

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。平成28年度の状況は次のとおりである。

1 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

(1) 下請取引適正化推進講習会

平成28年度においては、47都道府県63会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県32会場）で実施した。

この講習会においては、公正取引委員会と中小企業庁が共通の講習会テキスト（下請取引適正化推進講習会テキスト）を用いている。

（参考）平成28年度下請取引適正化推進講習会テキスト

<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.files/H28textbook.pdf>

(2) キャンペーン標語の一般公募

平成28年度においては、下請取引適正化推進月間を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、「下請けの 確かな技術に 見合った対価」を特選作品として選定した。

<http://www.jftc.go.jp/shitauke/oshirase/161003hyougo.files/161003hyougo.pdf>

(3) 下請法遵守の要請文書の発出

年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延や減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。

平成28年度においては、親事業者約33,000名及び関係事業者団体約650団体に対し、11月25日に要請を行った。

2 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成28年度においては、56回の講習会を実施した。

(2) 応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや応用的な内容に関する講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を有する者を対象として、勧告事例等の説明、事例研究等を内容とする「応用講習会」を実施している。

平成 28 年度においては、12 回の講習会を実施した（うち 3 回は卸・小売業者向け。）。

(3) 業種別講習会

過去に下請法等に係る違反行為がみられた業種、各種実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

平成 28 年度においては、荷主・物流事業者向けに 10 回の講習会を実施した。

3 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成 28 年度においては、9,202 件に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 28 年度においては、45 か所で実施した。

<http://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法等に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約 2,300 か所）を活用し、相談を受け付けている。

平成 28 年度においては、全国の商工会議所及び商工会で従事する経営指導員向けの研修会等へ 41 回講師を派遣するとともに、中小事業者向けリーフレット（「1 分で分かる！独禁法」）を改定し、全国の商工会議所及び商工会への配布を行った。

4 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成

28年度の下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

平成28年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要については別紙3のとおりである。

5 コンプライアンス確立への積極的支援

(1) 下請法の講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」の作成・公表

下請法に係る各種講習会について、受講希望はあるものの開催日程や開催地の都合が合わず受講できないという事業者が、手軽に下請法の説明を視聴し、親事業者と下請事業者それぞれが下請法を正しく理解することができるよう、下請法の講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を作成し、公正取引委員会のホームページ及びYouTube公正取引委員会チャンネルに公開した（平成28年7月1日）。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/jul/160701_1.html

(2) 事業者団体等への講師派遣

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成28年度においては、事業者団体等へ56回講師を派遣した。

6 下請保護情報ネットワークの拡充

公正取引委員会は、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、下請取引の適正化の一層の推進を図るための対策の一環として、経済産業省とともに厚生労働省との間において平成20年12月から運用してきた下請事業者保護のための「下請保護情報ネットワーク」（通報制度）について、厚生労働省が、貸金支払や労働時間に係る労働基準関係法令の違反の背景に下請法第4条の違反行為に該当する行為又は物流特殊指定に該当する独占禁止法第19条の違反に該当する行為が存在しているおそれがある事案を把握した場合に、公正取引委員会又は経済産業省に通報する制度を整備した（平成28年6月3日）。

7 取引実態調査

公正取引委員会は、独占禁止法及び下請法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、企業間取引の公正化を図る必要性が大きい分野について、実態調査等を実施し、独占禁止法及び下請法の普及・啓発等に活用している。

平成28年度においては、ブライダル業者又は葬儀業者と納入業者との取引を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した（平成29年3月22日）。

(1) ブライダルの取引に関する実態調査

ブライダル業の市場規模は平成27年において約1兆4160億円と見込まれ、漸減傾向が続いている。婚姻件数は、平成27年において約64万件であり、過去10年間でおよそ11%減少している。今後も減少傾向は続き、平成37年には

約 58 万件になることが予測されている。

納入業者から、ブライダル業者から優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を 1 つ以上受けたと回答のあった取引は集計対象取引の 37.6%に上っており、中でも、「商品・サービスの購入・利用の要請」が 24.0%と最も高い割合となっていたほか、「金銭・物品の提供の要請」(16.8%)や「採算確保が困難な取引(買ったたき)」(12.3%)が他の行為類型に比べ比較的高い割合となっていた。また、取引内容別にみると、「人材派遣」(45.8%)、「引出物・ギフト」(44.5%)、「花」(43.9%)の取引において優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が見られた取引の割合が 40%を超えており、他の取引内容に比べ高くなっていた。

調査結果を踏まえ、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。また、今後、ブライダル業者向けの講習会を実施することとしている。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/mar/170322_1.files/170322honbun.pdf

(2) 葬儀の取引に関する実態調査

葬儀業の市場規模は平成 27 年において約 1 兆 7800 億円と見込まれ、漸増傾向が続いている。死亡者数は、平成 26 年において約 127 万名であり、過去 10 年間でおよそ 25%増加している。今後も増加傾向は続き、平成 51 年には約 167 万名とピークを迎えることが予測されている。

納入業者から、葬儀業者から優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を 1 つ以上受けたと回答のあった取引は集計対象取引の 29.9%に上っており、中でも、「商品・サービスの購入・利用の要請」が 14.9%と最も高い割合となっていたほか、「採算確保が困難な取引(買ったたき)」(11.4%)や「金銭・物品の提供の要請」(9.0%)が他の行為類型に比べ比較的高い割合となっていた。また、取引内容別にみると、「仕出料理」(36.7%)、「花」(33.6%)、「返礼品・ギフト」(32.2%)の取引において優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が見られた取引の割合が 30%を超えており、他の取引内容に比べ高くなっていた。

調査結果を踏まえ、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。また、今後、葬儀業者向けの講習会を実施することとしている。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/mar/170322_2.files/170322honbun.pdf

第3 中小企業等の取引条件の改善に向けた取組

公正取引委員会では、「経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日）」、「未来への投資を実現する経済対策（平成 28 年 8 月 2 日）」等の閣議決定や下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議等の議論を踏まえ、中小企業等の取引条件の改善に向け、下請法・独占禁止法の運用強化に向けた取組を進めていくこととし、その取組の一環として、親事業者による違反行為の未然防止や事業者からの下請法違反行為に係る情報提供に資するよう違反行為事例の充実等を内容とした「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正等を行った。

1 下請法運用基準の改正

親事業者による違反行為の未然防止や事業者からの下請法違反行為に係る情報提供に資するよう、①違反行為事例を改正前の 66 事例から 141 事例へ大幅に増加、②特に留意を要する違反行為の追加、③下請法の対象となる取引例の追加並びに④違反行為事例の取引類型別の分類及び見出しの付与を内容とした下請法運用基準の改正を行った（平成 28 年 12 月 14 日）。

2 「下請代金の支払手段について」の発出

下請代金の支払条件の改善に向け、①下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする、②手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること及び③下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業 90 日以内、その他の業種 120 日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には 60 日以内とするよう努めることを公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官の連名の文書をもって関係事業者団体に対して要請した（平成 28 年 12 月 14 日）。

3 下請法運用基準改正等の普及・啓発

公正取引委員会委員長並びに経済産業大臣及び業所管大臣の連名の文書をもって、関係事業者団体（約 870 団体）に対して、当該団体に所属する親事業者に下請法運用基準の改正等の内容について周知徹底を図ること等を要請した（平成 28 年 12 月 20 日）。さらに、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書をもって、親事業者（約 21 万社）に対しても同様の要請を行った（平成 29 年 1 月 6 日）。

また、下請法運用基準等の改正内容について普及・啓発を図るため、公正取引委員会が主催する下請法等の講習会において説明するとともに、事業者団体等へ講師を派遣した。

4 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

平成 28 年度においては、優越的地位の濫用行為の抑止・早期是正のため独占禁止法の運用を強化することとし、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するための書面調査について、調査対象を昨年度に比べて倍

増させ、荷主 30,000 名及び物流事業者 40,000 名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた 707 名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（平成 29 年 3 月）。

当該 707 名の荷主のうち、業種について回答のあった 698 名を業種別にみると、製造業が最も多く（340 名、48.7%）、卸売業（149 名、21.3%）、建設業（53 名、7.6%）がこれに続いている。また、問題となるおそれがある行為 791 件を類型別にみると、代金の支払遅延が最も多く（329 件、41.6%）、代金の減額（165 件、20.9%）、割引困難な手形の交付（105 件、13.3%）がこれに続いている（別紙 4 参照）。

平成 28 年度における勧告事件

① (株)日本セレモニーに対する件 (平成 28 年 6 月 14 日)	
親事業者	(株)日本セレモニー
事業内容	冠婚葬祭式の施行等
下請取引の内容	結婚式の施行に係るビデオの制作 冠婚葬祭式の施行に係る司会進行, 美容着付け, 音響操作等の実施
違反行為の概要 (期間)	【購入・利用強制 (第 4 条第 1 項第 6 号)】 おせち料理, ディナーショーチケット等の物品の購入を要請していた (平成 26 年 5 月～平成 27 年 11 月)。下請事業者はこの要請を受け入れて, 前記の物品を購入した。
購入等強制に係る金額	下請事業者 144 名に対し, 総額 3302 万 1500 円

② (株)ファミリーマートに対する件 (平成 28 年 8 月 25 日)	
親事業者	(株)ファミリーマート
事業内容	フランチャイズ・システムによるコンビニエンスストア事業
下請取引の内容	食料品の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額 (第 4 条第 1 項第 3 号)】 「開店時販促費」, 「カラー写真台帳制作費」, 「売価引き」等を支払わせることにより, 下請代金の額を減じていた (平成 26 年 7 月～平成 28 年 6 月)。
減額金額	下請事業者 20 名に対し, 総額約 6 億 5000 万円

③ (株)シジシージャパンに対する件 (平成 28 年 9 月 27 日)	
親事業者	(株)シジシージャパン
事業内容	食料品, 日用品等の卸売業
下請取引の内容	食料品, 日用品等の製造
違反行為の概要 (期間)	①【下請代金の減額 (第 4 条第 1 項第 3 号)】 「分荷・荷捌手数料」, 「達成リベート」, 「販促協力金」等を差し引くこと等により, 下請代金の額を減じていた (平成 24 年 6 月～平成 25 年 9 月)。 ②【不当な経済上の利益の提供要請 (第 4 条第 2 項第 3 号)】 「特別販促金」, 「デザイン費」, 「展示会サンプル代補填」等を提供させるなどしていた (平成 24 年 6 月～平成 25 年 9 月)。
①減額金額	下請事業者 23 名に対し, 総額 4716 万 5685 円 【勧告前に返還済み】
②利益提供金額	下請事業者 25 名に対し, 総額 1748 万 8932 円 【勧告前に返還済み】

④ (株)JFRオンラインに対する件 (平成 28 年 11 月 11 日)	
親事業者	(株)JFRオンライン
事業内容	衣料品等の小売業 (通信販売業)
下請取引の内容	衣料品の製造
違反行為の概要 (期間)	<p>①【下請代金の減額 (第 4 条第 1 項第 3 号)】 「買先負担額」又は「媒体製作費協賛金」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた (平成 26 年 7 月～平成 27 年 12 月)。</p> <p>②【返品 (第 4 条第 1 項第 4 号)】 下請事業者から商品を受領した後、注文受付期間の終了を理由として、当該商品を引き取らせていた (平成 26 年 6 月～平成 27 年 12 月)。</p> <p>③【不当な経済上の利益の提供要請 (第 4 条第 2 項第 3 号)】 消費者から返品された自社商品を再包装等するための費用として「商品リユース代」を提供させていた (平成 26 年 7 月～平成 27 年 12 月)。</p>
①減額金額	下請事業者 9 名に対し、総額 923 万 944 円 【勧告前に返還済み】
②返品金額	下請事業者 13 名に対し、総額 3 億 3313 万 138 円 【勧告前に返還済み】
③利益提供金額	下請事業者 13 名に対し、総額 39 万 132 円 【勧告前に返還済み】

⑤ (株)ユーシンに対する件 (平成 28 年 11 月 16 日)	
親事業者	(株)ユーシン
事業内容	自動車部品等の製造業
下請取引の内容	自動車部品等の部品の製造
違反行為の概要 (期間)	<p>【下請代金の減額 (第 4 条第 1 項第 3 号)】 「特別費用」等を下請代金の額から差し引き又は支払わせることにより、下請代金の額を減じていた (平成 27 年 6 月～平成 28 年 6 月)。</p>
減額金額	下請事業者 41 名に対し、総額 1 億 4268 万 2625 円 【勧告前に返還済み】

⑥ (株)農協観光に対する件 (平成 28 年 11 月 25 日)	
親事業者	(株)農協観光
事業内容	旅行業
下請取引の内容	海外の宿泊施設、交通機関、飲食店等の手配 (予約等)
違反行為の概要 (期間)	<p>【下請代金の減額 (第 4 条第 1 項第 3 号)】 「奨励金」等を支払わせることにより、下請代金の額を減じていた (平成 27 年 4 月～平成 28 年 5 月)。</p>
減額金額	下請事業者 13 名に対し、総額 1163 万 3936 円 【勧告前に返還済み】

⑦ (株)ニッドに対する件 (平成 29 年 2 月 23 日)	
親事業者	(株)ニッド
事業内容	医薬品, 日用品, 化粧品等の卸売業
下請取引の内容	医薬品, 日用品, 化粧品等の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額 (第 4 条第 1 項第 3 号)】 「展示会協賛金」, 「プラスワン登録料」等を支払わせることにより, 下請代金の額を減じていた (平成 26 年 10 月~平成 28 年 12 月)。
減額金額	下請事業者 28 名に対し, 総額約 1 億 1557 万円

⑧ (株)プレナスに対する件 (平成 29 年 3 月 2 日)	
親事業者	(株)プレナス
事業内容	フランチャイズ・システムによる「ほっともっと」と称する店舗での弁当等の販売事業
下請取引の内容	弁当等の食材の製造
違反行為の概要 (期間)	①【下請代金の減額 (第 4 条第 1 項第 3 号)】 「半期協賛金」又は「ディスカウントキャンペーン協賛金」を下請代金の額から差し引くことにより, 下請代金の額を減じていた (平成 26 年 11 月~平成 28 年 10 月)。 ②【返品 (第 4 条第 1 項第 4 号)】 下請事業者から食材を受領した後, 当該食材を使用する弁当等の販売が終了したことを理由として, 当該食材を引き取らせていた (平成 26 年 11 月~平成 28 年 8 月)。
①減額金額	下請事業者 6 名に対し, 総額 3160 万 8872 円
②返品金額	下請事業者 4 名に対し, 総額 251 万 9315 円

⑨ (株)あらたに対する件 (平成 29 年 3 月 7 日)	
親事業者	(株)あらた
事業内容	化粧品, 日用品, 家庭用品, ペット用品等の卸売業
下請取引の内容	化粧品, 日用品, 家庭用品, ペット用品等の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額 (第 4 条第 1 項第 3 号)】 「現金引」, 「基本取引条件」, 「無返品分担金」等を下請代金の額から差し引くことにより, 下請代金の額を減じていた (平成 27 年 9 月~平成 28 年 12 月)。
減額金額	下請事業者 10 名に対し, 総額 1501 万 6075 円 【勧告前に返還済み】

⑩ (株)井筒授与品店に対する件（平成 29 年 3 月 16 日）	
親事業者	(株)井筒授与品店
事業内容	宗教用品の製造業
下請取引の内容	御守, 御札, 縁起物等の商品の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「歩引き」を下請代金の額から差し引くことにより下請代金の額を減じていた（平成 27 年 8 月～平成 28 年 7 月）。
減額金額	下請事業者 40 名に対し, 総額 1788 万 1006 円 【勧告前に返還済み】

⑪ アトムリビンテック(株)に対する件（平成 29 年 3 月 22 日）	
親事業者	アトムリビンテック(株)
事業内容	内装金物の製造業
下請取引の内容	ドア用金物, 引出・収納用金物等の内装金物等の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「金利相当額」, 「協賛金」, 「歩引き」等を下請代金の額から差し引くこと等により, 下請代金の額を減じていた（平成 27 年 6 月～平成 28 年 11 月）。
減額金額	下請事業者 39 名に対し, 総額 4770 万 3052 円 【勧告前に返還済み】

～勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html>

平成 28 年度における主な指導事件

第 1 製造委託等

1 受領拒否（第 4 条第 1 項第 1 号）

- ① 生活用品の製造を下請事業者に委託している A 社は、自社の倉庫に空きがなく受領体制が整わないことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。
- ② プラスチックの原料の製造を下請事業者に委託している B 社は、取引先から納期の延期を求められたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

2 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

- ① 酒類の容器の製造を下請事業者に委託している C 社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から 60 日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月 20 日支払」の支払制度を採っているため、一部の製品の下請代金については、最長 20 日の支払遅延が生じることとなった。
- ② 車両の修理を下請事業者に委託している D 社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 弁当の容器の製造を下請事業者に委託している E 社は、下請事業者と合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ④ 金型及び治工具部品の製造を下請事業者に委託している F 社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

- ① 鋳物製品の製造、加工を下請事業者に委託している G 社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、引下げ前の単価で発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。

- ② ワークウェアの製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、「歩引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 産業用機械の部品の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請代金の支払について手形払と定めており、下請事業者から希望がある場合には現金による支払を行うこととしているところ、現金で支払う際に、「金利引き」として自社の短期の調達金利相当額を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ④ プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、「リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ⑤ 靴の製造を下請事業者に委託しているK社は、自社製品の発注管理のために構築したシステムの利用料として、下請事業者が得る利益がないにもかかわらず、「支払明細書発行手数料」として、下請代金の額から一定額を減じていた。
- ⑥ プライベートブランド商品の製造を下請事業者に委託しているL社は、下請代金の支払時に、伝票ごとに1円未満の端数を切り捨てることにより、下請代金の額を減じていた。
- ⑦ 産業用機械の部品の加工を下請事業者に委託しているM社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ⑧ 自動車の修理を下請事業者に委託しているN社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意せずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。

4 返品（第4条第1項第4号）

- ① 鋳鉄の製造及び加工を下請事業者に委託しているO社は、取引先から瑕疵があることを指摘されたとして、下請事業者の給付を受領してから6か月を超えた後に返品していた。
- ② 生活用品の製造を下請事業者に委託しているP社は、受入検査について、自社で行わずに下請事業者に口頭で委任しているにもかかわらず、取引先から不良品とのクレームがあったことを理由に返品していた。

5 買ったとき（第4条第1項第5号）

- ① 包装材の印刷を下請事業者へ委託しているQ社は、下請事業者に対し、多量の発注をすることを前提として見積りをさせた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。
- ② 印刷機器の部品の加工を下請事業者へ委託しているR社は、当該部品の量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけになったにもかかわらず、単価を見直さなかった。
- ③ 自動車用部品の加工を下請事業者へ委託しているS社は、下請事業者に見積りをさせた当初から発注内容を変更したことにより下請事業者のコストが増えたにもかかわらず、当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。
- ④ 自動車用製品の部品の製造を下請事業者へ委託しているT社は、自社の協力により下請事業者の製造原価が低減することを理由に単価を引き下げていたが、実際には、下請事業者の製造原価が低減したことを確認できていないにもかかわらず、従来単価を引き下げていた。
- ⑤ 空調機の修理を下請事業者へ委託しているU社は、下請事業者に見積りをさせた当初よりも納期を大幅に短縮したにもかかわらず、当初の見積単価により下請代金の額を定めていた。

6 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- 自動車の修理を下請事業者へ委託しているV社は、下請事業者に対し、発注担当者を通じて、取引先から購入した健康食品を購入させていた。

7 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 加工食品の製造を下請事業者へ委託しているW社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

8 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- ① 建設機械等の修理を下請事業者へ委託しているX社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

- ② ワークウェアの製造を下請事業者に委託しているY社は、下請事業者に対し、手形期間が90日（繊維業において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

9 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- ① チラシの印刷を下請事業者に委託しているZ社は、下請事業者に対し、無償で見本品を提供させていた。
- ② 自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているAA社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を長期間委託していないにもかかわらず、当該金型を無償で保管させていた。
- ③ 金属のプレス加工を下請事業者に委託しているAB社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該加工の発注が終了した後、当該金型が不要になったにもかかわらず、当該金型の廃却費用又は保管費用を負担していなかった。

10 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（第4条第2項第4号）

- 電線の加工を下請事業者に委託しているAC社は、顧客からの依頼内容が変更されたため、下請事業者は無償でやり直しをさせた。

第2 役務委託等

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 設計図の作成を下請事業者に委託している a 社は、下請事業者が納期までに納入したにもかかわらず、自社の検査が遅れたことを理由に、納入後 60 日以内に下請代金を支払っていなかった。
- ② イラストの作成を下請事業者に委託している b 社は、自社の事務処理遅れを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ ビルの清掃作業を委託している c 社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ④ チラシの折り込みを下請事業者に委託している d 社は、下請事業者と書面による合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① システムの開発を下請事業者に委託している e 社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ② デザインの作成を下請事業者に委託している f 社は、顧客からの発注内容の変更によって不要となったデザインの対価に相当する額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 燃料の輸入手続を下請事業者に委託している g 社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、引下げ前の単価で発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。
- ④ 土砂の運送を下請事業者に委託している h 社は、下請事業者に対し、「事務手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ⑤ 建築物の清掃を下請事業者に委託している i 社は、下請事業者に対し、伝票ごとに生じる 100 円未満の端数を切り捨てて支払うことにより、下請代金の額を減じていた。

- ⑥ マンションのメンテナンスを下請事業者に委託している j 社は、取引先から値下げ要求があったことを理由に、下請代金の額を減じていた。

3 買ったとき（第4条第1項第5号）

- ① ビルのメンテナンスを下請事業者に委託している k 社は、従来の発注単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより下請代金の額を定めていた。
- ② 測量業務を下請事業者に委託している l 社は、下請事業者が労務費の上昇を理由に単価の引上げの要請を行ったにもかかわらず、自社の予算単価を基準として一方的に下請代金の額を定めていた。
- ③ 土壌分析を下請事業者に委託している m 社は、下請事業者に見積りをさせた当初よりも納期を短縮したにもかかわらず、当初の見積単価により下請代金の額を定めていた。
- ④ 配送業務を下請事業者に委託している n 社は、下請事業者に対し、多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- チラシに掲載する写真の撮影を下請事業者に委託している o 社は、下請事業者に対し、自社で製造したビジネスダイアリー、取引先から購入した絵はがきなどを購入させていた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 貨物の運送を下請事業者に委託している p 社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

6 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- ① 空調機器のメンテナンスを下請事業者に委託している q 社は、下請事業者に対し、自社の業務の手伝いを要請し、無償で手伝い要員を派遣させていた。
- ② 貨物の運送を下請事業者に委託している r 社は、取引先が実施するキャンペーンの費用を確保するため、下請事業者に対し、「協賛金」として一定額を提供させていた。

下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

下請取引等改善協力委員から、下請取引等をめぐる最近の状況等について意見を聴取したところ、寄せられた主な意見は以下のとおりである。

1 下請取引等をめぐる最近の状況

(最近の業績や地域経済の動向)

- 大手企業と中小企業との間で取引条件の改善がみられないため、大手企業の業績が好調であっても、中小企業には特に恩恵はなく、両者の景況感には大きな格差が生じている。また、都市部と地方の間の景況感にも同様の格差が生じている。
- 大手資本の商業施設や工場の誘致がなされたとしても、全国区のメーカーと取引を行ったり、元々取引のある事業者も一緒に進出してくることから、地元の事業者に新たに発注が行われることはなく、地元の事業者にはあまり恩恵がない。
- 運送業においては、燃料費が大幅に下がり、また、通信販売やeコマースの普及により、荷物の取扱量も増え、業界全体で業績は好調である。
- 衣料品業界では、人口減少に加え、スマートフォンや遊興費への支出増などにより、売上げが減少しており、景気が良いとはいえない状況である。
- 中国の景気低迷やイギリスのEU離脱など、世界経済が好転する兆しがみえない中、日本の外航海運の輸送量は伸び悩んでおり、その影響を受けるように内航海運の受注量も伸びておらず、取引価格の引上げも実現できていない。

(中国を中心とした新興国経済の鈍化に伴う影響)

- 最近ようやく底打ちの感がみられるものの、中国経済の鈍化により、中国における建設機械、電気機械器具等の需要が減少している。また、鋼材等は中国の製鉄メーカーによる過剰生産により在庫超過の状態となり、たたき売りされている。
- 中国においても賃上げが進んでいるため、受注価格に見合うよう、中国でも賃金の安い内陸の工場に製造を委託せざるを得ないような状況になってきている。

(コストの転嫁等、取引条件の改善状況)

- 経済の好循環に向けて政府が様々な取組を進めているが、大企業の下で利益が留められ、取引条件を改善するのは難しく、業績の向上や、役員報酬の削減等、自助努力により解決するしか方法がない。
- 製品の差別化が図りにくい業界においては、価格面で競争力強化を図るほかに、コスト増加分の価格転嫁は難しい。
- 昨年末に取引先に対して、取引条件の改善を申し出たところ、政府による中小企業の取引条件改善に関する取組の成果もあってか、手形のサイトを90日から60日に短縮してもらえた。

(労働力不足への対応)

- 中小企業においては、人手不足が深刻であり、賃金の引上げや、機械化を進める等の対策をとっている。発注があっても人手が足りず対応しきれない場合には、同業他社に委託するなどしているが、どうにもならず、仕事を断ることもある。
- 現状、人手不足を感じることはないものの、従業員の年齢が上がってきており、将来の人手不足や技術の承継に備え、若い年代の採用を行っているが、重労働のイメージが強い業界においては採用が難しい。
- システム開発について、リスクは承知で新しい技術を必要とする仕事をあえて受注し、技術者のスキルアップを促すことで人材不足を補おうと努力している。

(その他)

- 葬儀業者から、当社が納入した香典返しの品物を葬儀の場で配布するよう要請があるが、人件費、交通費等の費用は一切負担してくれない。また、このようなことは、業界の慣行となっている可能性がある。
- 企業のコンプライアンスの意識は年々高まってきており、大企業ほど、購入強制どころか、中元・歳暮等を受け取ることもしないなど、コンプライアンスに力を入れている印象を受ける。
- 取引先から、部品を製造するのに必要な金型を預かって保管しているが、しばらく発注が途切れ、再度金型を使用するのにメンテナンスが必要な場合には、その費用はきちんと払ってもらっている。
- 量産終了後の補給品については、取引先から量産時と同じ価格で発注されることが多い。これは、取引先の発注元が発注価格を引き上げないことが影響していると思う。

2 公正取引委員会への意見・要望等

- 下請事業者が自ら違反行為について申告することは、かなりの困難が伴う。違反行為の摘発も重要であるが、違反行為を未然に防止するための普及啓発も重要であると考えており、いかに多くの人々に下請法を理解してもらうかということが大切であると考えている。
- 下請法の運用基準の見直しを行い、違反行為事例を大幅に追加したとのことであるが、定期書面調査における設問は、このような違反行為を発見できるように、見直していかなければいけない。
- 公正取引委員会や中小企業庁が下請取引の適正化に係る新聞広告を行うことは、それを目にした親事業者の理解を促し、下請事業者の取引条件を改善することの手助けになると思われるので、今後も積極的に行っていただきたい。

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

1 調査票の発送数及び回答者数

調査対象事業者	発送数 (A)	回答数 (B) (B/A)
荷主	30,000 名	17,372 名 (57.9%)
物流事業者	40,000 名	20,152 名 (50.4%)

2 取引内容の検証・改善を求めた荷主数

書面調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた 707 名の荷主に対し、物流事業者の取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（平成 29 年 3 月）。

3 取引内容の検証・改善を求めた荷主の業種別内訳

業種	取引内容の検証・改善を求めた荷主数	合計に占める割合
製造業	340 名	48.7%
卸売業	149 名	21.3%
建設業	53 名	7.6%
農業、林業、漁業	46 名	6.6%
小売業	38 名	5.4%
情報通信業	7 名	1.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	5 名	0.7%
物流業	4 名	0.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	2 名	0.3%
その他	54 名	7.7%
合計（注）	698 名	100%

（注）取引内容の検証・改善を求めた荷主 707 名のうち、業種について回答のあった 698 名の内訳。

4 取引内容の検証・改善を求めた荷主の行為類型別内訳

行為類型	取引内容の検証・改善を求めた荷主の行為類型別の件数	合計に占める割合
代金の支払遅延	329 件	41.6%
代金の減額	165 件	20.9%
割引困難な手形の交付	105 件	13.3%
発注内容の変更	97 件	12.3%
買ったたき	48 件	6.1%
要求拒否に対する報復措置	18 件	2.3%
物品等の購入・利用の強制	17 件	2.1%
経済上の利益の提供要請	12 件	1.5%
合計（注）	791 件	100%

（注）複数の行為類型で取引内容の検証・改善を求めた荷主が存在するため、合計は上記 2 の荷主数 707 名とは一致しない。

下請法違反勧告事件一覧（平成 24 年 4 月 1 日以降）

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
24- 1	㈱コナカ【措置請求】	製造	H24.4.24	減額(値引き)	10	30,736,907		
24- 2	㈱ブルーベル	製造	H24.4.27	減額(歩引き)	49	54,473,654		
24- 3	㈱マーナ	製造	H24.5.11	減額(事務手数料等)	16	22,887,807		
24- 4	生活協同組合コープさっぽろ	製造	H24.6.22	減額(月次リベート等)	8	28,379,880		
24- 5	アイリスオーヤマ㈱	製造	H24.6.29	減額(手数料等)	36	19,773,581		
24- 6	㈱ジュニアー	製造	H24.7.20	減額(歩引き)	55	15,008,485		
24- 7	㈱ライトオン	製造	H24.9.7	減額(リベート等) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返品送料) (下段)	7	16,213,730	11	123,642,360
							8	2,795,700
24- 8	㈱パレモ	製造	H24.9.20	減額(値引き等) 不当な経済上の利益の提供要請(発注データの 入力作業)	10	23,272,972	11	5,391,750
24- 9	㈱ニッセン	製造	H24.9.21	減額(事務手数料) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返品送料) (下段)	133	14,108,202	102	28,410,799
							75	405,600
24- 10	日本生活協同組合連合会	製造	H24.9.25	減額(エリアバイイング等) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品の組合 員テスト費用)(下段)	449	2,563,317,863	6	4,844,920
							24	2,621,889
24- 11	藤久㈱	製造	H24.11.12	減額(仕入割引等)	78	74,146,867		
24- 12	フジモリ産業㈱	製造	H24.12.14	減額(金利引き振込)	15	15,136,963		
24- 13	㈱サンゲツ【措置請求】	製造	H25.2.12	減額(見本帳協力金等) 不当な経済上の利益の提供要請(自社の ショールームに展示するためのインテリア製 品)	63	557,010,481	38	4,782,722
24- 14	㈱TBK	製造	H25.2.26	減額(選及適用等)	59	36,412,290		
24- 15	㈱山櫻	製造	H25.2.27	減額(販売協力金)	16	35,070,349		
24- 16	㈱フェリシモ	製造	H25.3.29	受領拒否			88	86,082,291
25- 1	旭流通システム㈱	役務	H25.4.23	減額(業務改善提案によりコスト削減効果が生 じたとして)	9	24,653,977		
25- 2	㈱日本旅行	役務	H25.4.26	減額(ボリュームインセンティブ等)	18	30,180,173 (注4)		
25- 3	三共理化学㈱	製造 修理	H25.5.21	減額(支払時値引き、協力金)	6	11,461,447		
25- 4	JNC㈱	製造	H25.6.6	減額(選及適用)	2	35,089,268		
25- 5	㈱ヨークベニマル	製造	H25.6.27	減額(仕入割戻し)	12	172,865,514		
25- 6	㈱マルショウ ウェンドウ	製造	H25.6.28	減額(歩引き)	21	40,996,060		
25- 7	アズワン㈱【措置請求】	製造	H25.8.9	減額(カタログ協賛値引き、仕入値引き)	68	27,387,532		
25- 8	㈱トクスイコーポレーション	製造	H25.12.5	不当な経済上の利益の提供要請(生協セン ターフィー協力費等)			8	12,006,531
25- 9	大久保歯車工業㈱	製造	H26.1.30	減額(歩引き)	26	11,191,521		
25- 10	㈱ショーエイコーポレーション	製造 情報	H26.2.27	減額(値引き)	24	21,807,038		

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
26- 1	㈱森創	製造 情報	H26.6.27	減額(値引き)	69	48,067,400		
26- 2	㈱ヒマラヤ	製造	H26.6.27	減額(値引き) 返品	45	19,695,336	2	83,890,601
26- 3	㈱サンリブ	製造	H26.6.30	減額(リベート等)	25	65,081,058		
26- 4	㈱大創産業	製造	H26.7.15	返品(上段) 買いたたき(下段)			62	139,157,024
							2	6,578,897
26- 5	北雄ラッキー㈱	製造	H26.8.20	減額(リベート等)	20	16,956,919		
26- 6	㈱マルシヨク	製造	H26.8.28	減額(リベート等)	24	29,814,207		
26- 7	㈱エスケイジャパン	製造	H27.3.31	減額(歩引き)	37	21,035,449		
27- 1	㈱アマガサ【措置請求】	製造	H27.4.10	減額(支払割引)	21	65,142,852		
27- 2	ゼビオ㈱	製造	H27.7.31	減額(値引き、遡及適用) 返品	9	13,208,977	4	38,283,097
27- 3	ミヤコ㈱	製造	H27.10.23	減額(セール協賛金値引き、リベート等)	14	21,743,475		
27- 4	㈱大地を守る会	製造	H28.3.25	減額(基本販売協力奨励金、追加販売協力奨励金)	39	14,855,991		
28- 1	㈱日本セレモニー	役務 情報	H28.6.14	購入強制(おせち料理等)			144	33,021,500
28- 2	㈱ファミリーマート	製造	H28.8.25	減額(開店時販促費、カラー写真台帳制作費、 売価引き)	20	約650,000,000		
28- 3	㈱ンジシージャパン	製造	H28.9.27	減額(分荷・荷捌手数料、達成リベート等) 不当な経済上の利益の提供要請(特別販促 金、デザイン費等)	23	47,165,685	25	17,488,932
28- 4	㈱JFRオンライン	製造	H28.11.11	減額(買先負担額、媒体製作費協賛金) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品リユ ース代)(下段)	9	9,230,944	13	333,130,138
							13	390,132
28- 5	㈱ユーシン	製造	H28.11.16	減額(特別費用等)	41	142,682,625		
28- 6	㈱農協観光	役務	H28.11.25	減額(奨励金等)	13	11,633,936		
28- 7	㈱ニッド	製造	H29.2.23	減額(展示会協賛金、プラスワン登録料等)	28	約115,570,000		
28- 8	㈱ブレナス	製造	H29.3.2	減額(半期協賛金、ディスカウントキャンペーン 協賛金) 返品	6	31,608,872	4	2,519,315
28- 9	㈱あらた	製造	H29.3.7	減額(現金引、基本取引条件、無返品分担金 等)	10	15,016,075		
28- 10	㈱井筒授与品店	製造	H29.3.16	減額(歩引き)	40	17,881,006		
28- 11	アトムリビンテック㈱	製造	H29.3.22	減額(金利相当額、協賛金、歩引き)	39	47,703,052		

(注1)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2)「分野」欄には、違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。

(注4)ユーロによる減額金額(1万4826ユーロ)を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。

実体規定違反行為類型別件数の業種別内訳

1 下請代金の支払遅延

[単位：件，（％）]

	情報サービス業	機械器具卸売業	生産用機械器具製造業	金属製品製造業	技術サービス業	その他の事業サービス業	道路貨物運送業	印刷・同関連業	電気機械器具製造業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	その他	合計
平成28年度	302 (8.9)	201 (6.0)	176 (5.2)	160 (4.7)	154 (4.6)	133 (3.9)	132 (3.9)	100 (3.0)	98 (2.9)	96 (2.8)	1,823 (54.0)	3,375 (100)
平成27年度	261 (8.3)	187 (6.0)	153 (4.9)	108 (3.4)	91 (2.9)	89 (2.8)	142 (4.5)	64 (2.0)	101 (3.2)	111 (3.5)	1,824 (58.3)	3,131 (100)
平成26年度	252 (8.9)	162 (5.7)	147 (5.2)	129 (4.5)	101 (3.6)	113 (4.0)	127 (4.5)	85 (3.0)	73 (2.6)	77 (2.7)	1,577 (55.5)	2,843 (100)

(注1) 業種は日本標準産業分類中分類によっており、平成28年度における違反件数の多い順に左から並べている。したがって、平成27、26年度においては、必ずしも当該年度における違反件数の多い上位10業種とはなっていない。以下同じ。

(注2) 「その他」は、平成28年度における上位10業種以外の業種の合計である。以下同じ。

2 買ったたき

[単位：件，（％）]

	金属製品製造業	生産用機械器具製造業	機械器具卸売業	道路貨物運送業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	繊維工業	その他の卸売業	印刷・同関連業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	その他	合計
平成28年度	85 (7.4)	79 (6.9)	64 (5.6)	60 (5.2)	50 (4.4)	49 (4.3)	41 (3.6)	38 (3.3)	38 (3.3)	34 (3.0)	605 (52.9)	1,143 (100)
平成27年度	37 (5.9)	51 (8.1)	34 (5.4)	33 (5.2)	31 (4.9)	22 (3.5)	38 (6.0)	14 (2.2)	31 (4.9)	22 (3.5)	318 (50.4)	631 (100)
平成26年度	50 (6.8)	47 (6.4)	39 (5.3)	31 (4.2)	19 (2.6)	33 (4.5)	25 (3.4)	25 (3.4)	28 (3.8)	25 (3.4)	413 (56.2)	735 (100)

3 下請代金の減額

[単位：件，（％）]

	その他の卸売業	金属製品製造業	飲食料品卸売業	生産用機械器具製造業	機械器具卸売業	電気機械器具製造業	道路貨物運送業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	繊維工業	繊維・衣服等卸売業	その他	合計
平成28年度	31 (6.3)	29 (5.9)	27 (5.5)	25 (5.1)	25 (5.1)	21 (4.3)	19 (3.9)	19 (3.9)	18 (3.7)	17 (3.5)	258 (52.8)	489 (100)
平成27年度	15 (4.0)	10 (2.7)	3 (0.8)	21 (5.6)	18 (4.8)	14 (3.8)	26 (7.0)	21 (5.6)	19 (5.1)	16 (4.3)	210 (56.3)	373 (100)
平成26年度	16 (4.2)	28 (7.3)	7 (1.8)	25 (6.5)	25 (6.5)	10 (2.6)	13 (3.4)	12 (3.1)	23 (6.0)	18 (4.7)	206 (53.8)	383 (100)

4 割引困難な手形の交付

[単位：件，（％）]

	生産用機械器具製造業	金属製品製造業	はん用機械器具製造業	電気機械器具製造業	機械器具卸売業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	繊維工業	繊維・衣服等製造業	プラスチック製品製造業	輸送用機械器具製造業	その他	合計
平成28年度	50 (13.7)	38 (10.4)	24 (6.6)	21 (5.8)	20 (5.5)	19 (5.2)	14 (3.8)	14 (3.8)	13 (3.6)	13 (3.6)	139 (38.1)	365 (100)
平成27年度	26 (12.4)	18 (8.6)	12 (5.7)	16 (7.6)	21 (10.0)	12 (5.7)	9 (4.3)	8 (3.8)	9 (4.3)	5 (2.4)	74 (35.2)	210 (100)
平成26年度	41 (16.2)	28 (11.1)	19 (7.5)	14 (5.5)	23 (9.1)	9 (3.6)	13 (5.1)	6 (2.4)	9 (3.6)	8 (3.2)	83 (32.8)	253 (100)

5 不当な経済上の利益の提供要請

[単位：件，（％）]

	生産用機械器具製造業	金属製品製造業	その他の卸売業	電気機械器具製造業	機械器具卸売業	はん用機械器具製造業	プラスチック製品製造業	業務用機械器具製造業	その他の製造業	繊維・衣服等卸売業	その他	合計
平成28年度	17 (8.2)	16 (7.7)	12 (5.8)	11 (5.3)	9 (4.3)	8 (3.8)	7 (3.4)	7 (3.4)	7 (3.4)	7 (3.4)	107 (51.4)	208 (100)
平成27年度	14 (8.7)	10 (6.2)	7 (4.3)	13 (8.1)	15 (9.3)	2 (1.2)	5 (3.1)	4 (2.5)	2 (1.2)	2 (1.2)	87 (54.0)	161 (100)
平成26年度	6 (4.4)	11 (8.1)	9 (6.7)	7 (5.2)	5 (3.7)	8 (5.9)	10 (7.4)	3 (2.2)	6 (4.4)	2 (1.5)	68 (50.4)	135 (100)

6 購入・利用強制

[単位：件，（％）]

	機械器具卸売業	その他の生活関連サービス業	道路貨物運送業	建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業	金属製品製造業	情報サービス業	生産用機械器具製造業	その他の卸売業	その他の小売業	総合工事業	その他	合計
平成28年度	8 (10.3)	7 (9.0)	6 (7.7)	6 (7.7)	4 (5.1)	4 (5.1)	3 (3.8)	3 (3.8)	3 (3.8)	2 (2.6)	32 (41.0)	78 (100)
平成27年度	4 (5.8)	1 (1.4)	2 (2.9)	7 (10.1)	2 (2.9)	4 (5.8)	3 (4.3)	4 (5.8)	1 (1.4)	0 (0.0)	41 (59.4)	69 (100)
平成26年度	2 (4.3)	1 (2.2)	2 (4.3)	3 (6.5)	2 (4.3)	1 (2.2)	0 (0.0)	2 (4.3)	2 (4.3)	0 (0.0)	31 (67.4)	46 (100)

7 有償支給原材料等の対価の早期決済

[単位：件，（％）]

	機械器具卸売業	建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業	金属製品製造業	その他の卸売業	各種商品卸売業	飲食品卸売業	食料品製造業	繊維工業	窯業・土石製品製造業	生産用機械器具製造業	その他	合計
平成28年度	9 (15.3)	7 (11.9)	6 (10.2)	4 (6.8)	3 (5.1)	3 (5.1)	2 (3.4)	2 (3.4)	2 (3.4)	2 (3.4)	19 (32.2)	59 (100)
平成27年度	3 (5.4)	5 (8.9)	2 (3.6)	4 (7.1)	1 (1.8)	6 (10.7)	3 (5.4)	3 (5.4)	0 (0.0)	3 (5.4)	26 (46.4)	56 (100)
平成26年度	4 (6.7)	4 (6.7)	4 (6.7)	7 (11.7)	0 (0.0)	3 (5.0)	4 (6.7)	1 (1.7)	2 (3.3)	2 (3.3)	29 (48.3)	60 (100)

8 不当な給付内容の変更・やり直し

[単位：件，（％）]

	生産用機械器具製造業	機械器具卸売業	技術サービス業	電気機械器具製造業	印刷・同関連業	プラスチック製品製造業	金属製品製造業	はん用機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	繊維工業	その他	合計
平成28年度	5 (10.2)	5 (10.2)	5 (10.2)	4 (8.2)	3 (6.1)	3 (6.1)	2 (4.1)	2 (4.1)	2 (4.1)	2 (4.1)	16 (32.7)	49 (100)
平成27年度	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.0)	2 (6.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.0)	29 (87.9)	33 (100)
平成26年度	0 (0.0)	1 (3.7)	0 (0.0)	2 (7.4)	1 (3.7)	0 (0.0)	2 (7.4)	2 (7.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (70.4)	27 (100)

9 受領拒否

[単位：件，（％）]

	建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業	機械器具卸売業	生産用機械器具製造業	電気機械器具製造業	繊維・衣服等卸売業	パルプ・紙・紙加工品製造業	プラスチック製品製造業	金属製品製造業	総合工事業	設備工事業	その他	合計
平成28年度	4 (11.8)	4 (11.8)	3 (8.8)	3 (8.8)	3 (8.8)	2 (5.9)	2 (5.9)	2 (5.9)	1 (2.9)	1 (2.9)	9 (26.5)	34 (100)
平成27年度	1 (5.3)	1 (5.3)	1 (5.3)	0 (0.0)	2 (10.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (68.4)	19 (100)
平成26年度	1 (3.1)	2 (6.3)	2 (6.3)	2 (6.3)	4 (12.5)	1 (3.1)	1 (3.1)	1 (3.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	18 (56.3)	32 (100)

10 返品

[単位：件，（％）]

	食料品製造業	その他の卸売業	繊維工業	鉄鋼業	生産用機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電気機械器具製造業	繊維・衣服等卸売業	機械器具卸売業	各種商品小売業	その他	合計
平成28年度	2 (13.3)	2 (13.3)	1 (6.7)	1 (6.7)	1 (6.7)	1 (6.7)	1 (6.7)	1 (6.7)	1 (6.7)	1 (6.7)	3 (20.0)	15 (100)
平成27年度	2 (14.3)	1 (7.1)	1 (7.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (7.1)	0 (0.0)	1 (7.1)	8 (57.1)	14 (100)
平成26年度	1 (6.7)	2 (13.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (6.7)	0 (0.0)	10 (66.7)	15 (100)